

巻頭言：新たな協ラストージ

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

平成 30 年 11 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
12 月号 (No.299)

DECEMBER
2018
No.299

12

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

中国の最新ビジネス環境動向 2018-2019

FOCUS：知財強国への道を突き進む中国—中国に抜かれた日本の知財力
中国ビジネス Q&A：営業秘密の保護に関する中国の最新法務とその留意点



表紙写真：2018年9月に設立された北京インターネット裁判所。17年8月に浙江省杭州市で世界でも珍しいインターネット裁判所が設立され、その後、北京市と広州市にも設立された。インターネット裁判所ではオンラインにおけるトラブルを審理するが、司法手続きの全ては当事者が裁判所に出廷せずにインターネット動画中継を使用して行われるという。詳細は本誌 FOCUS (4ページ) 参照。(撮影：澤津直也)

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め執筆者個人に属し、日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

1 巻頭言

新たな協ラストージ

■平野信行 日中経済協会 副会長、株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長

2 FOCUS

知財強国への道を進む中国 —中国に抜かれた日本の知財力

■荒井寿光 知財評論家(元 特許庁長官)

SPECIAL REPORT

中国の最新ビジネス環境動向 2018-2019

6 中国ビジネスの規制緩和と外国投資法の立法動向

■射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所 弁護士、一橋大学 特任教授

10 中国ビジネス法務のリスクマネジメント —サイバーセキュリティ規制への対応

■本間隆浩 森・濱田松本法律事務所 弁護士

14 中国現地法人の資金調達を巡る当局の管理動向

■久保満利子 三菱UFJ銀行 国際業務部 調査役

18 新個人所得税法で求められる新たな税務管理

■浦野卓矢 デロイト中国 税務部 ディレクター

22 中国の労務管理に関する法律の最新動向および 留意すべき点

■熊 琳 北京市大地律師事務所 代表弁護士

26 最近の中国環境規制が日系企業に与える影響と対応策

■大野木昇司 日中環境協力支援センター有限公司 取締役

■内海真一 日中環境協力支援センター有限公司 社長補佐

30 中国ビジネス Q&A

営業秘密の保護に関する中国の最新法務とその留意点

■劉 新宇 金杜法律事務所(King & Wood Mallesons)中国弁護士、中国政法大学大学院 特任教授

32 情報クリップ

第1回自動運転に関する日中官民合同セミナーを開催 ほか

JCNDA NEWS

2018年10月の日中東北開発協会の活動から

新たな協力ステージ



一般財団法人 日中経済協会 副会長
株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長
平野信行

日 中平和友好条約締結40周年の節目であった2018年は、両国総理の相互訪問実現により日中関係にとって新たなスタートの年となりました。

去る9月の日中経済協会合同訪中代表団に初参加、国家指導者会合で李克強総理より発せられた「日中関係は正常な軌道に戻り、安定かつ前途ある軌道に沿って前進している」との力強いメッセージに、両国関係の着実な改善を実感しました。

今回の訪中代表団では、グローバルizmとイノベーションの推進を両国の重要な経済協力テーマと位置付けて中国政府機関との間で活発な意見交換が行われましたが、私は工業信息化部との全体会議で「デジタル技術を活用した金融イノベーション協力」と題して、貿易、国際送金といったクロスボーダー取引で当行がブロックチェーンの活用により取り組んでいる実証実験等の事例を紹介しつつ、この分野で中国の銀行、企業と協力を進めていくことを提案致しました。

翌10月には再び北京を訪れ、安倍総理の訪中に合わせて開催された「日中第三国市場協力フォーラム」に出席して参りました。日中両国企業による第三国でのインフラ共同開発をはじめ各種ビジネス協力の促進を目的とした当フォーラムにおいて、当行は中国銀行（バンク・オブ・チャイナ）との間で両国企

業のグローバルビジネスをデジタル分野も含めて共同で金融サポートすべく業務協力協定を再締結致しました。同行とは1958年に日中貿易決済のため両国間初のコルレス契約を結んでおり、今年はやうど60周年になります。人であれば還暦を迎える記念の年に、時代のニーズであるグローバルizmとイノベーションを強く意識した協力関係の再構築に向けて新たな一歩を踏み出したこととなります。

産業分野同様に金融でも、イノベーションの進展で国境や業種を越えた様々な商品・サービスが生み出されていく中で、日中両国金融当局・商業金融機関による対話・協調の深化を通じて、新しいビジネスモデル・健全なスタンダードをタイムリーに構築していく必要があります。

併せて、今回のフォーラムで議論されたとおり、アジア地域を始めとする開発途上国の旺盛なインフラ需要に、金融面からも日中が協働していくことが重要です。その際、民間金融機関は国際金融機関や両国政策金融機関と共に、ホスト国の経済構造、財政状況等に十分配慮した取引標準を策定しつつ、経済・社会・環境の各側面で包括的に持続可能性の高いファイナンス案件を組成していくことが求められており、この分野で世界をリードする我が国の金融機関が果たすべき役割は極めて大きいものと考えております。

FOCUS

知財強国への道を突き進む中国 — 中国に抜かれた日本の知財力

■荒井寿光 知財評論家(元特許庁長官)

中国の知財力は米国の脅威になるほどに高まり、米中知財戦争が発生した。米中の技術覇権を巡る争いでもあり、摩擦は当分続くであろう。中国は国際競争力を高めるため、知財で他国に負けない「知財強国」の建設を目指している。中国を単なる「セモノ大国」として見下ろすような段階は終わり、むしろ科学技術や知財力で日本を追い抜き、知財訴訟に関しても日本より進んだと言える状況になっている。日本は謙虚に中国の知財訴訟に関する法律や裁判の運用を見習うことが必要である。

1. 米中知財戦争は必然

(1) 知的財産は技術覇権や世界覇権の源泉

今、世界は米中の知財戦争に注目している。米国は、対中貿易赤字は中国が、①米国企業の技術や知的財産を中国企業に強制移転している、②技術獲得を目的に米国企業を買収している、③米国の商業コンピュータネットワークへの不法侵入やサイバー空間を活用して知財などを窃取しているからとして、今年7月より中国からの輸入に追加関税をかけている。対象輸入額は、2500億ドルであり、さらに中国からの全輸入額、約5000億ドルに拡大する意向を示している。これに対し、中国は報復措置を講じており、一歩も引かない構えだ。トランプ大統領は、「アメリカを再び偉大にする」ことを宣言し、中国は「中華

民族の偉大な復興」を目指し、世界のトップ争いをしているため、妥協しそえない。

特に米国は、中国に対し、「中国製造2025」の廃止、国家資本主義の修正を求めているが、これは経済政策の根幹であるとして中国が強く反発している。

(2) 経済規模で中国が米国に接近

国の経済規模を示すGDP(国内総生産)を見ると中国は12兆ドルで、米国の19兆ドルの70%まで近づき、2030年代には米国を抜くと予想されている(日本は5兆ドルで第3位、17年)。

製造業のGDPだけ見れば、中国は10年以降米国を抜き、世界第1位だ(世界の製造業に占めるシェアは中国25%、米国20%、日本10%、16年、国連統計より推計)。

(3) 科学技術分野でも中国が躍進

投入する研究開発費でも、成果とし

ての発表論文数も、1位の米国を2位の中国が追う展開となっている(研究開発費は、1位米国、2位中国、3位EU、4位日本、米国NSF調べ。発表論文数は、1位米国35万件、2位中国28万件、3位ドイツ10万件、4位英国10万件、5位日本8万件、文科省・科学技術・学術政策研究所調査。いずれも15年の実績)。

今後中国では、科学技術の進歩を反映して、基本特許が増加してゆくと見られている。

(4) 科学技術進歩法の成果

この要因として、1993年に制定された科学技術進歩法に、「第5条・国が科学技術の経費に投入する財政資金の増加率は、国家財政における経常収入の増加率を上回るものとする」と規定されこれに沿って科学技術予算が大幅に投入されてきたことが挙げられる。日本は95

年に科学技術基本法を制定したが、その内容は努力規定にとどまっている。

また、科学技術進歩法は、知財戦略についても規定しており、これが中国の大学の特許出願件数の増加を後押ししている。残念ながら、日本の科学技術基本法には、知財に関する規定はない。

(5) 知財摩擦は当分続く

知財を巡る競争は、国家間競争の根本をなすものであり、今年9月アリババのマー会長は20年続くと述べたが、米中間の知財摩擦は当分続くと思われる。

2. 中国官脳による知財戦略の表明

(1) 17年10月の第19回中国共産党大会は、党規約が改正され「習近平の新时代的の中国の特色ある社会主義思想」が今後の中国共産党の行動指針になった重要な大会であった。その大会で習近平国家主席は、「革新型国家の建設を加速する、

表1 日本と中国の出願件数比較 (2017年)
(万件)

	日本	中国
特許	31.8	138.2
実用新案	0.6	168.7
意匠	3.2	62.9
商標	19.1	574.8
合計	54.7	944.6

そのためイノベーション文化を提唱し、知的財産の創造・保護・活用を強化する」と演説した。

また習主席は、18年3月の全人代閉幕演説において、中華民族の歴史として、製紙法、火薬、印刷術、羅針盤の4大発明をしたことを挙げたが、これは中華民族の偉大な復興のため、これからも発明の振興に力を入れるものと受け止められている。

(2) 李克強首相は、同じく全人代で、「知的財産権の保護を強化し、権利侵害の懲罰的損害賠償制度を実行しなければならぬ」と演説した。また、全人代閉幕後の記者会見において、何度も「知的財産権を守る」と発言している。(3) 共産党支配下の中国においては、このようなトップ2による知財戦略を重視する旨の明確な方針表明の効果は

大きい。

3. 既に世界一の知財大国

(1) 特許などの出願件数は日本の17倍で、米国の60・7万件を大きく引き離し、7年連続世界1位だ。この他の出願件数は、実用新案168・7万件、意匠62・9万件、商標574・8万件で合計944・6万件にのぼる(17年)。

一方、かつては世界の特許大国を誇った日本の出願件数は、特許31・8万件、実用新案0・6万件、意匠3・2万件、商標19・1万件で合計54・7万件だ(表1)。最近では、国際出願に力を入れており、WIPO(世界知的所有権機関)のPCT(特許協力条約)に基づく国際出願件数は4・88万件に増加し、日本を抜いて世界2位になった(1位は米国5・7万件、日本は僅差で3位の4・82万件)。

(2) 出願奨励策の成果

これだけ出願が増加したのは、中央政府と地方政府が、競って奨励金や表彰制度を作り、奨励したことの成果だ。最近では、国際出願を奨励しており、中央政府は1件あたり50万円を上限に助成している。地方政府では、外国で特許を取得すると1カ国あたり1万円を支給するところもある。まもなく中国の国際出願が、海外で日本の手ごわ

い相手になるだろう。

中国では大量の出願により国民の知財意識が高まっており、今や質の向上を目指している。

(3) 知財人員の増加

大量の出願を処理するため、中国各地に日本の特許庁にあたる国家知識産権局の支部を設置している。弁理士は08年に0・5万人だったものが、17年には1・6万人に増えている。特許審査官は、08年に0・3万人だったものが、15年に0・9万人に増えており、18年には1・6万人に増やす計画を持っている。また弁理士は06年の16・5万人から16年の32・5万人に増えている。このように知財インフラが急速に整備されている。

(4) 国務院の機構改革と英語名の変更

18年4月から、国家市場監督管理総局が新設された。特許などを担当する国家知識産権局が移管され、商標や原産地地理表示を担当する部門が編入され、知財行政体制が強化された。

これに伴い、18年8月から、国家知識産権局の英語名が従来のSIPPO(State Intellectual Property Office)からCNIPA(National Intellectual Property Administration, PRC)に変更された。これは知財体制を強化して

いることを国際的にPRするものであるろう。

4. 世界一の知財訴訟大国

(1) 知財訴訟件数は日本の約300倍。一般に中国では裁判所が機能していないと思う人も多いが、実態は知財に関しては日本より進んでいる。

最近の知財訴訟件数の増加には目を見張る。中国の地方人民法院が受理した知財第一審民事訴訟件数は、実に20万件だ。内訳は、著作権13・7万件、商標3・8万件、専利(特許、実用新案、意匠の総称)1・6万件、技術契約0・2万件などである(17年)。

日本は692件に過ぎず、中国の受理件数は日本の約300倍だ(17年、知財高裁ホームページより)。

(2) 知財裁判所の体制強化

知財は専門知識が必要なため、知財を専門に扱う知財法院(二審レベル)を14年に北京、上海、広州の3カ所に設置した。16年から、これら以外の16カ所の中級法院(二審レベル)に知財専門法廷を設置している。日本では、特許などの二審は東京地裁と大阪地裁が管轄し、一審は知財高裁が管轄している。

(3) 10大判決の発表

中国では知財裁判の質を向上するため、最高人民法院が前年の知財判決の中



北京インターネット裁判所

から、意義の大きいものや優秀なものを選び、10大判決として発表している。これは関係する裁判官や弁護士表彰に近い効果があり、同時に判例として他の知財裁判の参考になつており、大きな効果を上げている。

(4) インターネット裁判所の設置

17年8月、浙江省杭州市で世界でも珍しいインターネット裁判所が設立され、18年9月には、北京と広州にも設立された(写真)。インターネット裁判所では、オンラインにおける取引詐欺や債務契約、インターネット著作権侵害をめぐるとラブルを審理する。司法手続きの全ては、当事者が裁判所に出廷せずにインターネットの動画中継を使用

して行われる。なお、浙江省杭州市はネット通販最大のアリババなどが本社を置いている。

(5) インターネット中継による裁判公開

中国では、知財裁判は口頭審理が中心でありインターネットで中継されることができ、誰もがインターネットで見ることが出来る。透明性の向上により裁判に対する国民の信頼を高める狙いであるが、同時に裁判官も国民の批判に耐える裁判をする必要があり、裁判の質が向上してゆくことも期待されている。

日本には、10大判決の発表、インターネット裁判所、インターネット中継のいずれもない。

5. 損害賠償額の引き上げが国の方針

(1) 中国では、知財の賠償額は低ければ知財軽視(アンチ・パテント)であり、高ければ知財重視(プロ・パテント)と受け止められており、国策として知財賠償額の引き上げが進められている。

最近10年間(07~17年)の特許侵害訴訟の損害賠償の最高額は、中国が57億円で日本の17億円の3倍以上だ。

(2) 法定賠償制度の活用

知財の侵害事件では、侵害による損害額の算定は難しいので、裁判官が心

証で決める法定賠償制度が導入されており、判決の90%がこれによると言われている。商標は300万円以下の範囲で、特許は100万円以下の範囲で決めているが、特許に関しては上限額を500万円に引き上げる法律改正案が審議されている。

(3) 3倍賠償制度の導入

米国では悪質な知財侵害に関しては3倍の賠償を命ずる制度があり、中国でも商標に関しては既に導入している。特許にも3倍賠償制度を導入する法律改正案が審議されている。

賠償額の引き上げが国の方針であることもあり、法律改正を待たずに、中国企業が日系企業の特許権に関する侵害で訴えた事件では、北京知財法院はロイヤルティの3倍の863万円の賠償を認めた(17年3月)。

なお、日本では、法定賠償制度も3倍賠償制度もなく、知財を侵害されても適正な賠償額が認められないと言われている。

(4) 日中の知財訴訟を比較すれば中国の方が進んでいる。

①中国の訴訟件数の増加や賠償額の上昇がすごいが、日本は横ばい。

②中国は知財の強い保護に向かっているが、日本は弱い保護のまま。

③中国では裁判所が利用されているが、

日本では裁判所に行かずに処理されている。

④中国には法定賠償や3倍賠償制度があるが、日本では検討すら避けている。

⑤中国は訴訟に関するデータを発表するが、日本ではデータをあまり発表しない。

6. ニセモノ対策に注力

中国はニセモノ大国であることを自覚しており、取り締まりに力を入れており、民事・刑事・行政を一体運用して、ニセモノ対策・知財保護を進めている(17年の行政法執行案件数は、専利が6・7万件、商標が3・0万件、著作権が0・3万件)。

日本では、民事賠償は厳密な拳証責任を原告に課すため、賠償額は低くとどまっている。刑事罰はあるが実際に使われる件数は少ない。また知財に関し行政の課徴金制度はない。民事・刑事・行政はそれぞれ独立しており、取り締まりや証拠の活用に関し、一体運用することはない。

7. 「知財強国の建設」が国家目標

(1) 鄧小平氏の改革開放路線(79年)が源泉

鄧小平氏の路線に沿って、82年に中国憲法が改正され、発明奨励が憲法に規定された。「第20条・国家は、自然科

学及び社会科学を発展させ、科学知識及び技術知識を普及させ、科学研究の成果並びに技術の発明及び創造を奨励する」と規定されているが、日本国憲法には、このような規定はない。

(2) 01年のWTO加盟により知財が
発展

WTO加盟に際し、日米欧から知財保護を要求され、知財に関する法律や体制が整備された。

(3) 「国家的財産戦略綱要」(08年)
知財戦略が国家戦略として始めて認識され、国を挙げて推進することとなった。なお、日本では02年に知財基本法を制定し知財戦略を開始したが、中国はこの動きを参考にしている。

(4) 知財強国の建設が国家第13次五
年計画(16~20年)に明記

第12次五カ年計画の期間(11~15年)では、中国は「知財大国」になり、量的には日米欧に追いついたとの認識だ。

21年は中国共産党創設100周年の
大事な年であり、外国技術に依存する

「知財弱国」ではない「知財強国」に
なることが国家目標だ。日本では知財

に関心が低い地方自治体が多いが、中
国の地方の省や直轄市は「知財強省」「知

財強市」を掲げ競争しており、これが
中国全土で知財意識が浸透している要
因だ。

(5) 「中国製造(メイド・イン・チャイナ)
2025」(15年)

製造業大国から製造業強国への転換
を図るもので、イノベーション向上のた
め知的財産の活用を強化する方針を決
めている。

(6) 国家的財産権事業発展「13・
5」計画(16年12月)

国家の第13次五カ年計画に対応する
知財の第13次五カ年計画が初めて策定
され、知財強国に向け、毎年、各省
地方が任務を決めて、精力的に推進し
ている。

8. 知財の活用により経済発展に 貢献

(1) 大企業や大学の知財活用

中国では、知財を守るだけでなく、
活用を力を入れている。大企業や大学の
知財活用は、国際競争力の向上やベンチ
ャーの誕生に大きな成果を挙げている。

(2) 巨額の知財担保融資

中小企業向けには、重点産業的財
産運営基金や著作権取引センター、著
作権取引基地を作っている。これにより、
知財を抵当にした融資金額は、専利が
720億円、商標は369億円、著
作権は60億元で、合計1149億元に
上っている(17年)。

日本では知財評価書を作成して中小

企業向けの知財融資を進めている。17
年では127件の知財評価書が作成さ
れ、1件当たり5000万円の融資が
行われたと仮定すれば、合計で63億円
であり、中国の1149億元(約2兆
円)の300分の1に過ぎない。

(3) 世界でも珍しい著作権登録制度の
大量活用

中国は、著作権についても登録を奨
励していて、16年の著作物登録件数は
135万件に達した。日本の年間登録
件数は約1400件なので、日本の約
1000倍だ。また、年間の著作権の
侵害訴訟件数は、中国は13・7万件で、
日本は約400件と見られているので、
約300倍だ。

馬場錬成氏の分析によれば、中国で
も、日本と同様に獨創性を有する作品
は、作品完成時点から登録なしに著作
権が発生する。この権利を簡便に守る
制度として作品登記(著作権登録)制
度がある。ここに作品を登記すれば、「作
品登記証書」が発行されて著作権を有
しているという証明になる。コンピュー
タ文化の急進的な発展と普及により、
ソフトウェア、アニメキャラクターをは
じめ、文字、音楽、録画・録音、オン
ラインゲームなどインターネットを介し
たアップロード、ダウンロードなどに
関する著作権が増えている。これらの作品

登記証書は権利者の証拠として利用さ
れ、この制度を活用して融資が可能と
なる。また、著作権の訴訟が多数出て
いるという。

これからますますデジタルコンテンツ
やデータなどの知的財産が重要になる
が、中国は著作権の登録、担保融資、
訴訟などを通じ、著作権マインドが全
国に浸透している。日中間の争いにな
ると、著作権マインドと実践が少ない
日本が不利になるケースが増えるので
ないかと懸念される。

9. 提言

本来、知財の国際競争は文明の進歩
に貢献するものであり、フェアな知財競
争が望ましい。このため、次の4点につ
いて提言したい。

第1に、知財の国際ルールを日米欧
に加え中国も参加して整備すること。

第2に、中国は中華民族の栄光だけ
を目標にするのではなく、広く人類に
貢献することも目標にすること。これは
大国としての責務だ。

第3に、日本は中国の知財訴訟シス
テムを見習うこと。

第4に、日本の知財力を高めること。
そのため、独自技術開発に力を入れる
とともに、知財管理を強化すべきである。

1 認可から届出へ

(一) 事前審査認可から事後届出への変更

(1) 現状

16年10月1日から一部の投資については依然として認可を要するが、一部の投資については認可不要となり届出で足りることになった。17年7月には投資についてのネガティブリストが施行され、そこに記載されている投資については認可を要するが、記載されていない投資については届出で足りることになった。そのネガティブリストは18年6月に改正され、規制はさらに緩和された。

16年10月より前はすべての中国投資に認可が必要であったことを考えれば、これらは極めて大きな転換である。

(2) 経緯

制度変更の経過は以下の通りである。中国では一度に完全なものが公布されるのではなく、何度かに分けて発表されることが多いので、改正の経緯を理解することが重要である。以下は流れがわかるように重要な経過のみを列挙した（既に改正された細かい規定は記載していない）。

① 16年9月3日、全人代常務委員

中国ビジネスの規制緩和と外国投資法の立法動向

射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所 弁護士、一橋大学 特任教授

日中経協ジャーナル2017年12月号(中国の最新ビジネス環境動向2017-2018)において、筆者は外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)に記載のない投資については認可ではなく届出で設立できるようになったことや、外国投資法の制定が準備されていることをレポートした。

その後、18年にネガティブリストが改正された。営業許可書に関する制度も改革され、中国は全般的に規制緩和の方向に動いている。外国投資法は18年12月に審理が開始されることが決まっており、制定が秒読み段階に入った。

会が『外資独資企業法』等4つの法律の改正に関する決定』を公布した(16年10月1日施行)。これにより、合弁企業、合作企業、独資企業の設立及び変更について、外商投資参入特別管理措置に関わらない場合は、事後の届出で足りることになった。これは従来の事前審査認可制度からの大きな変更であった。何が参入特別管理措置に該当するかについては別途定めることにした。

② 外商投資参入特別管理措置の範囲について、17年7月30日、商務部は「外商投資企業の設立及び変更の届出管理に関する事項の公告」を公布した(同日施行)。これにより、参入特別管理措置の範囲とは、自由貿易試験区以外では全国版のネガティブリストに記載された投資であり、自由貿易試験区内では自由貿易試験区のネガティブリストに記載された投資であることになった。

③ 全国版のネガティブリストは、国家発展改革委員会と商務部により公布されている。17年7月28日には17年版が施行され、18年7月28日には18年版が施行されている。自由貿易試験区のネガティブリストは國務院により公布されている。17年7月10日には17年版が施行され、18年7月30

日には18年版が施行されている。現在有効なネガティブリストはいずれも18年版である。

④ 届出の手続について、商務部は「外商投資企業の設立及び変更の届出管理暫定規則」を3回にわたり公布した。最初は16年10月8日、2回目は17年7月30日、3回目は18年6月29日である。17年の改正により、新規設立の場合だけでなく、企業買収により中国に投資する場合も、ネガティブリストに記載がない場合は届出で足りることになった。18年の改正により、登記機関において設立登記手続を行う際に、同じ窓口で同時に商務部門の届出手続を行うことが可能になった。

(二) 対象行為

対象となる行為は、外商投資企業の設立と変更である。

(1) 「外商投資企業」とは、合弁企業・合作企業・独資企業・外商投資株式会社の種類である。16年10月1日施行の全人代常務委員会の決定は、合弁企業法・合作企業法・独資企業法という3つの法律を対象にしており、外商投資株式会社についての言及はない。

しかしながら、商務部が公布した「外商投資企業の設立及び変更の届

「出管理暫定規則」は、17年改正も18年改正も、外商投資株式会社設立も届出で足りることを前提としている(5条)。従って、外商投資株式会社についても、ネガティブリストに記載がない場合は届出で足りると解釈される。

(2) 「設立」とは、外商投資企業を新規に設立したり、外国の会社が中国の会社を買収したりすることである。

(3) 「変更」の概念は広い。設立後の会社の基本情報を変更すること(定款変更、名称変更、住所変更、経営機関の変更、経営範囲の変更、登録資本や投資総額の変更、法定代表者の変更など)や出資者の基本情報の変更(出資者の名称や住所の変更など)が「変更」にあたることは当然である。

それだけではなく、持分譲渡、会社の解散や合併なども、「変更」に該当する。このことは、実務的に重要である。以前は、持分譲渡や会社の解散には中国政府の認可が必要であったが、ネガティブリストに該当しない限り、届出で足りることになった。

(三) 現在でも認可が必要な投資(ネガティブリスト18年版)

外商投資参入特別管理措置(ネガ

ティブリスト18年版)は48の分野について制限措置と禁止措置を定めている。禁止されている分野には外資はそもそも参入できない。制限されている分野については、届出ではなく、認可が必要である。

18年版ネガティブリストは、対象分野を17年版の63から48に削減し、対外開放を進めた。ただし、逆に規制が厳しくなった分野も存在する。

(1) 18年版ネガティブリストにより規制が緩和された分野

①金融

(a) 銀行

これまでは中国資本の商業銀行に対する外資の出資比率は、単独投資の場合につき20%、複数での投資の場合につき25%を超えてはならないとされていたが、このような出資比率規制は撤廃された(17年版ネガティブリストの制限類25項の削除)。

(b) 保険会社

これまでは生命保険会社に対する外資の出資比率は50%を超えてはならないとされていたが、51%を超えてはならないと緩和され、外国企業が過半数の持分を保有することが認められることになった。また、21年からは出資比率規制自体が撤廃されることになる(18年版ネガティブリスト29

項)。

(c) 証券会社、証券投資基金管理会社、先物取引会社

これまでは証券会社、証券投資基金管理会社及び先物取引会社に外資が投資する場合、中国側の持分支配が要求されていたが、外資の出資比率は51%を超えてはならないと緩和され、外国企業が過半数の持分を保有することが認められることになった。また、21年からは出資比率規制自体が撤廃されることになる(18年版ネガティブリスト27、28項)。

②自動車製造業

これまでは自動車完成車、専用自動車製造について中国側の持分比率が50%を下回ってはならず、また原則として同一の外国企業が設立できる合弁会社は2社に制限されていた(17年版ネガティブリストの制限類7項)。

18年版ネガティブリストにより、まず、専用自動車及び新エネルギー車については外資の持分比率規制が撤廃される。また、20年には商用車の外資の持分比率規制が撤廃され、22年には①乗用車の外資持分比率規制、及び②同一の外国企業が設立できる同様の自動車(乗用車類、商用車類)を製造する合弁会社を2社に制限する規制も撤廃されることになる(18

年版ネガティブリスト12項)。

③上記以外にも、インフラ(幹線鉄道網、鉄道旅客輸送会社など)、商業(ガソリンスタンド)、文化(インターネットオンラインサービス営業場所)、船舶製造、航空機製造、農業及びエネルギー資源分野でも、規制が緩和されている。

(2) 規制が厳しくなった分野

①教育

これまでは義務教育機関への投資が禁止されてきたが、これに加えて宗教教育機関への投資も禁止される(18年版ネガティブリスト38項)。

②報道・出版

これまでは書籍、新聞、定期刊行物の編集、出版業務への投資が禁止されてきたが、これに加えて制作業務への投資も禁止される(同41項)。

③映画

これまでは映画製作会社、配給会社、興業会社への投資が禁止されていたが、これに加えて映画導入業務への投資も禁止される(同45項)。

④文化・娯楽

文芸実演団体への投資が新たに禁止される(同48項)。

(四) 届出手続

ネガティブリストに記載がないものは、届出で足りることになった。

多くの製造業がこれにあたる。卸売や小売（商業企業）、物流、人材仲介、ファイナンス、不動産業も、原則として届出で足りる。ただし、設立について何らかの要件が法令上要求されている場合には、届出に際し、その適法性要件を満たしていることの確認が行われる。

届出の手続は、「外商投資企業の設立及び変更の届出管理暫定規則（18年改正）」（商務部18年6月29日公布、同月30日施行）に規定されている。

企業を設立するためには、工商行政管理部门で設立登記をして営業許可書（中国語では「営業執照」）の交付を受けること（この時点が企業の設立時期である）と、商務部門で設立の届出を行うことの2つが必要である。17年改正の時点では、この2つは別々に申請を行う必要があり、その後関係が明確でなかったし、実務の運用も地域により差異があった。

18年改正により、工商登記手続と商務届出手続を同一の窓口で同一の書類で行うことができるようになった。なお、18年3月の中国政府の機構改革（第13期全人代第1回会議）により、工商行政管理総局が廃止され、国家市場監督管理総局が新設された。こ

れに伴い上記規則の条文では、「工商及び市場監督管理部門」という表現になっている。実際の役所の名称としては、中央レベルでは、国家市場監督管理総局になった。地方レベルでは工商行政管理总局の名前をまだ使用しているところと、市場監督管理局の名前に変更したところがある。

具体的には、申請者は、市場監督管理部門の窓口で設立登記手続を行う際に、併せて外商投資企業設立の届出情報をオンラインで送信する。商務部門は、市場監督管理部門により転送された届出情報を取得した時点から、届出手続を開始し、同時に投資者に告知する（5条1項、3項）。買取、吸収合併等の方式により、外商投資企業を外商投資企業に変更する場合も同様である（5条2項）。

2 さらなる規制緩和

中国における規制緩和は、上記以外の分野においても着実に進行している。企業の設立に関しては、営業許可書（中国語では「営業執照」）を取得してから経営許可証（中国語も同じ）を取得すればよいという制度改革（中国語では「先照後証」と端的に4文字で表す）、経営許可証の取得

を容易にするための改革（中国語では「証照分離」という）、営業許可書に多くの情報を一本化する改革（中国語では「多証合一」という）がなされている。企業設立に要する期間を短縮したり、企業名称を自主申告したりする改革もなされている。企業の運営や撤退についての規制緩和もなされている。これらについては、一覧表（表1）を参照されたい。

3 外国投資法制定の現状及び今後の見通し

（一）現状

15年1月に外国投資法の草案が公表され意見が募集された。「全国人民代表大会常務委員会18年立法計画」（全国人民代表大会常務委員会18年4月17日公布施行）に、18年12月に外国投資法の第1回審議を行うと明記されたことから、外国投資法の制定が秒読み段階に入った。

中国では全人代常務委員会が立法活動を行うにあたっては、3回審議することが原則である（立法法29条）。ただし、多くの意見が一致している場合には、2回審議や1回審議でよいことがある（立法法30条）。

全人代常務委員会は通常は2カ月

に1回開催される（全人代組織法29条）。過去の実績では、偶数月に開催されることが多いが、そうでないこともある。

外国投資法は外資導入に関する重要な法律なので、3回審議される可能性があり、そうであれば制定は19年4月頃になる。ただし、15年に草案が公表されていること、16年に既に届出制を一部導入し認可制度を残す場合のネガティブリストも制定されていること、届出手続も既に規定されていることを考慮すると、外国投資法



第13期全人代第1回会議（2018年3月）（メディア提供）

表1 中国における規制緩和（2015年以降）一覧表

外商投資企業設立の認可制から届出制へ	外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に記載がある投資の設立及び変更については認可が必要だが、記載がなければ届出で足りる。
営業許可書取得後に経営許可証を取得する制度（「先照後証」）	「先照後証」とは、工商登記手続を行い営業許可書（中国語では「営業執照」）を取得すれば直ちに一般生産経営活動を開始することができ、許認可に必要な生産経営活動に従事する場合は、営業許可書取得後に主管部門にて許認可を申請して経営許可証（中国語も同じ）を受ければ足りるとする取扱いを指す。ただし、一定の業種については、従前と同様に、営業許可書を申請する前に、経営許可証を取得すべきとした。これらの業種は、「工商登記前に審査認可を要する事項目録」（計28項目）等が具体的に規定している。2015年5月から目録が公表され、18年2月までに4回の更新が行われた。上記目録以外の事項については営業許可書取得後に経営許可証を取得すれば良い。
経営許可証と営業許可書の分離（「証照分離」）	上記の「先照後証」改革が実施された後も、経営許可証を取得することが困難である等の問題が残っており、これを解決するために、「証照分離」の改革を開始した。従来の審査認可事項について、①審査認可の廃止、②審査認可から届出への変更、③一定の審査認可要件について企業が承諾し必要な資料を提出するのみで審査認可を受けられる制度（告知承諾制度）、④参入条件の適正化、という4つの改革方式をとった。 この改革は、2015年に上海市浦東新区で試行した後、17年に天津等の10の自由貿易試験区に拡大され、18年11月10日から全国において実施されている。
複数証書の一本化（「多証合一」）	営業許可書（中国語では「営業執照」）に多くの企業情報（組織機構コード、税務登記、社会保険登記、統計登記など）を盛り込むようにする。
企業設立期間の短縮	2018年末までに各直轄市、省都等の都市において企業の設立に要する期間を現在の平均20営業日から8.5営業日に短縮し、19年上半期には全国においても同様に企業の設立期間を短縮することを目標とする。 具体的には「一窓口で受理し、複数部門が同時に処理すること」の推進等がある。
企業名称事前審査の簡素化	企業名称の事前審査確認を簡素化する。外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に該当しない業種は、企業名称をオンラインで自主申告することができる。
工業製品生産許可項目の削減	生産するために生産許可証が必要な工業製品は、以前は57種類あったが2017年に38種類になり、18年には24種類になった。生産許可証が必要な製品について、許可証発行前の製品検査を廃止し、企業が検査機構による製品検査合格報告を提出すれば足りることになった。

は3回も審議されない可能性も大いにある。そうであれば、早ければ18年12月から19年冒頭に外国投資法が公布されることもある。中国と米国の貿易摩擦が激しくなり、中国政府としては市場を開放していることを強調したいと思惑があり、このことも外国投資法の早期制定に結び付く。

(二) 外国投資法の予想される内容

(1) 15年1月外国投資法草案の内容（要旨）。

商務部は15年1月19日に外国投資法の草案を公表した。その内容は以下の通りであり、衝撃的なものであった。

① 従来の外資三法を廃止し、外国投資法を全ての外国投資に適用する。既存の合併企業、合作企業、独資企業は引き続き存続するが、3年間の猶予期間のうちに、会社の組織を会社法に基づき株主総会、董事会、監事会に変更しなければならない。

② 投資の認可についてネガティブリスト方式を採用する。規制すべき投資が参入特別管理措置（ネガティブリスト）に記載される。リストに記載があれば外国投資に認可が必要であるが、記載がなければ認可が不要となる。

③ 外国投資情報報告システムを導入する。全ての投資についての報告制度を採ることにより、外国投資をある程度コントロールする。投資の実行だけでなく、年度報告も必要となる。

④ 外国投資の定義に、契約に基づき中国企業を支配することを含める。従前はいわゆるVIE (Variable Interest Entity = 変動持分事業体) ストラクチャー（契約支配型ストラクチャー）を取り、外国企業は出資をせずに契約により中国企業をコントロールすることにより外資規制を免れる方法が行われてきた。外国投資法はこれも規制の対象とする。

⑤ 国家安全審査制度を強化する。国家の安全に危害を及ぼす可能性のある外国投資について審査を行い、外国投資に制限条件を加える。

(2) その後の経緯

16年に届出制を一部導入し、認可制度を残す場合のネガティブリストも制定されている。届出手続も既に規定されている。従って、外国投資法の制定に向けた道は整備されており、外国投資法の内容は前記(1)の草案に近いと予想される。ただし、外国投資の定義についてはこれまで議論が進んでおらず、前記(1)④のように契約に基づく支配やVIEストラクチャーも対象にするかは不明である。

一. ネットワーク安全法とは

ネットワーク安全法とは、ネットワークの安全管理に関連する事項を一般的に規定したネットワーク・データセキュリティの基本法であり、2017年6月1日から施行されている。

ネットワーク安全法は、個人情報の取り扱い等に関する事項だけでなく、ネットワークを使用する事業者のセキュリティ体制整備の義務や重要データの管理等の幅広い事項について規定しており、その適用対象も中国国内におけるネットワークの構築・運営・保守・使用、および、ネットワークの安全の監督管理を行う場合に幅広く適用される。

なお、ネットワーク安全法の実施のための関連規則やガイドライン等のうち、制定されたのは「個人情報安全規範」等の一部にとどまり、多くは「まだ整備段階にある一方で、施行からは既に1年以上が経過し、実務対応の具体的な検討が必要な段階に入りつつある。」

二. ネットワーク安全法の下で必要な対応

1. 全ての企業において必要な対応

中国ビジネス法務のリスクマネジメント —サイバーセキュリティ規制への対応

本間隆浩 森・濱田松本法律事務所 弁護士

中国での事業経営に当たっては、日本よりも早い法改正および実務運用の変化に適切かつ迅速に対応することが必要となる。特に、近時においては、環境規制の厳格化や、ネットワーク安全法（いわゆる中国版サイバーセキュリティ法）への対応が、中国で事業を行う企業において重要な課題となっている。

本稿では、これらの中国法務における近時の重要課題のうち、ネットワーク安全法を取り上げ、その概要および企業において必要となる対応について紹介したい。

(1) 概要

ネットワーク安全法における多くの義務の主体は、「ネットワーク運営者」とされている。そして、「ネットワーク運営者」とは、「ネットワークの所有者・管理者及びネットワークサービスの提供者」と定義されている（法^注76条3号）。当該定義は極めて広範・曖昧であり、インターネットプロバイダーのような会社やECサイトの運営会社等に限らず、中国国内でウェブサイトを通じて販売や顧客向けサービスを提供している会社、さらには社内イントラ等でネットワークを事業活動上利用しているに過ぎない会社等についても広く該当する可能性がある。

ネットワーク安全法上の「ネットワーク運営者」の主な義務としては、①セキュリティ体制の整備義務、および、②個人情報の保護に関する義務が挙げられる^注。

(2) セキュリティ体制の整備義務

まず、ネットワーク運営者は、「ネットワーク安全等級保護制度」に従い、その等級に応じて、セキュリティ体制の整備の義務を履行し、ネットワークが妨害、破壊または不正アクセスを受けなければならないことを保障し、ネットワークデータの漏えいまたは窃取・改竄を防止しなければならないとされている

(法21条)

このネットワーク安全の等級は、現在は07年公布の「情報安全等級保護管理規則」において、企業の情報システムが破壊された場合の影響に応じ5等級に区分されている。一般の事業会社は最も低い1級（公民、法人等の利益は損なわれるが、国家の安全、社会秩序、公共の利益に影響しない）に該当する場合が多いと考えられるが、1級の場合でも一定の対応が必要となる点に留意を要する。

具体的な対応項目としては、ネットワーク安全法において、①内部安全管理制度等の制定およびネットワーク安全責任者の選任、②コンピュータウイルス、ネットワーク攻撃、ハッキング等のネットワークの安全を脅かす行為を防止する技術的措置の実施、③ネットワーク運用状態、安全に関する事象の監視・記録のための技術的措置の実施およびログの6カ月間以上の保管、④データの分類、重要データのバックアップ・暗号化等の措置の実施、⑤法律・行政法規に定めるその他の事項が規定されており、「ネットワーク安全等級別保護条例（意見募集稿）」にはこれらについてさらに詳細な内容が定められている（等級区分についても微調整あり）。

(3) 個人情報の保護に関する義務
(a) 概要

ネットワーク安全法では、ネットワーク運営者の義務として、個人情報の保護に関する各種の義務が規定されている。なお、これらの個人情報の保護に関する義務は、従来から存在する関連法令¹⁾等に基づく個人情報に関する義務と全く異なる新しい内容を導入するものではなく、基本的には従来の規制内容を整理・補強するものとなっている。

また、個人情報の保護に関しては、国家標準である「個人情報安全規範」が18年5月1日より施行されている。この個人情報安全規範は、非強制的な国家標準（推奨標準）で法的拘束力はないものの、個人情報の取り扱い等について詳細に規定したものであり、ネットワーク安全法に基づく個人情報の保護や取り扱いに関する規制の運用において、実務上の重要な基準・指針となると考えられている。

(b) 「個人情報」の定義

ネットワーク安全法における「個人情報」とは、「電子的方式又はその他の方式により記録した、単独で又はその他の情報と結び付いて自然人個人の身分を識別し得る各種情報を含む。これには自然人の氏名、生年月日、

身分証明書番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等が含まれるがこれに限らない」とされている（法76条5号）。

さらに、個人情報安全規範では、個人情報の具体的な範囲について、別紙を設けて詳細に規定しており、ネットワークIDの識別情報（IPアドレス等）、個人のネットワーク接続記録（ウェブサイト閲覧記録・ソフトウェア使用記録等を含む）、常用装置情報（ハードウェアのシリアル番号、装置のMACアドレス、装置識別コード等を含む）等の幅広い事項についても、個人情報に含まれるとされている。

さらに、個人情報安全規範では、個人情報のうち、身分証明書番号、個人生物識別情報、銀行口座番号、通信記録および内容、財産情報、信用情報、行動履歴、所在情報、健康生理情報、取引情報、14歳以下の児童の個人情報等の、「いったん漏えい、不法に提供又は濫用されると、人身や財産の安全を害する恐れがあり、更には個人の名誉・心身の健康が害されたり、偏った待遇等をもたらす恐れがある個人情報」（同規範3・2条）については、「個人センシティブ情報」として、通常の個人情報と異なる特に慎重な取り扱いが要求されている。

2018年度日中経済協会合同訪中代表団では中国版サイバーセキュリティ法等について企業のグローバルな経営活動の妨げにならないよう申し入れた（工業信息化部との全体会議）



(c) 個人情報に関して要求される対応

ネットワーク安全法は、ネットワーク運営者に対して、ユーザー情報の保護制度の確立・整備を義務付け、その責務として、①個人情報の取得・収集、②個人情報の管理・利用、③個人情報のセキュリティ体制等、および、④個人情報主体の権利保護等に関する各種要求を規定している。

① 個人情報の取得・収集に関する要求

まず、個人情報の取得・収集に関して、ネットワーク運営者は、個人情報の収集・使用にあたり、(i) 合法・正当・必要の原則に従い、(ii) 収集・使用に関する規則（典型的にはプライバシー・ポリシー）を公開して情報を収集・使用する目的、方式および範囲を明示し、かつ、(iii) 個人情報主体の同意を得なければならないとされている（法41条）。

そして、上記

(ii) 収集・使用に関する規則の制定・公開については、個人情報安全規範において、プライバシー・ポリシーの公開方法としてHPのトップページやアプリのインストール画面等の目立つ位置にリンクを表示する等の具体的な方法が示され、規定すべき内容についても列挙され、かつ、雛形が別紙として添付されており、実務上大いに参考になる（同規範5・6条および別紙D）。

また、(iii) 個人情報主体からの同意の取得については、実務上、同意を取得することが難しい場合も想定される。例外的に同意が不要となる場合について、ネットワーク安全法上には規定自体が存在しないものの、個人情報安全規範では、国家安全犯罪捜査等の目的のほか、個人情報主体が自ら社会公衆に公開している場合に加え、個人情報主体の要求に従った契約の締結および履行に必要な場合とといった例外事由も規定されている（同規範5・4条）。

② 個人情報の管理・利用に関する要求

次に、取得した個人情報の管理・利用に関して、ネットワーク運営者は、個人情報を、(i) 漏えい・改ざん・毀損してはならず、かつ、(ii) 個人

情報主体の同意を得ずに第三者に個人情報を提供してはならないとされている(法42条1項)。

このうち、個人情報の第三者への提供については、システムベンダーやデータ処理業者、業務委託先等への提供だけでなく、グループ会社への提供についても第三者への提供に該当することになり、これらの会社への提供に先立ち、事前に個人情報主体から同意を取得する必要がある点に留意が必要となる。そして、当該第三者提供の同意取得義務については、ネットワーク安全法上例外規定は存在しないだけでなく、個人情報安全規範上も、例外は国家や公共の安全目的や個人情報主体が自ら社会公衆に公開している場合等に限定され、上記①個人情報の取得・収集時の同意のような例外事由は存在しない点に留意を要する(同規範8・5条)。

③ 個人情報のセキュリティ体制等に関する要求
さらに、ネットワーク運営者には、(i) 技術的措置およびその他の必要な措置を講じて、その収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩・毀損、紛失を防止すること(個人情報セキュリティ体制の整備)、また、(ii) 個人情報の漏洩、毀損、紛失が発生

し、または発生するおそれがある場合には、直ちに救済措置を講じ、規定に従い遅滞なくユーザーに告知し、かつ、関連主管部門に報告することが要求されている(法42条2項)。

また、個人情報安全規範では、(a) 個人情報の取得後直ちに仮名化処理を実施して処理後のデータと個人識別情報を分離保存し、(b) 個人情報の保存期間を必要最小限の範囲内にとどめ、保存期間経過後は直ちに消去または匿名化処理を実施し、かつ、(c) 個人センシティブ情報については、さらに暗号化等の安全措置を構築すること等の各種の要求が規定されており、実務上の対応の負担が重くなる可能性がある(同規範6条以下)。
なお、「ネットワーク安全等級別保護条例(意見募集稿)」では、ネットワークセキュリティに関する事件が発生した場合、24時間以内に公安部門に報告しなければならないとされ、極めて迅速な対応が要求される可能性がある点にも留意を要する。

④ 個人情報主体の権利
最後に、インターネット安全法においては、個人情報主体の権利として、個人情報に関して、(i) 削除請求権および、(ii) 訂正請求権が認められている(法43条)。さらに、個人情報

安全規範では、これらの権利および前提としての情報アクセス権に加え、個人情報主体の同意撤回権・アカウト抹消請求権・データのコピーの請求権・不服申立権等が規定され、これらの権利の保障のための措置の実施が要求されている(同規範7条以下)。

2. 「重要情報インフラ」の運営者において必要な対応

(1) 概要
ネットワーク安全法上、「重要情報インフラ」の運営者については、ネットワーク運営者一般と異なり、①より高度なセキュリティ体制の整備義務や、②「重要情報インフラ」の運営の安全性確保義務に加え、③個人情報・重要データの国内保存義務・国外移転規制が課されている。

この「重要情報インフラ」とは、「公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政等の重要な業界及び分野、並びにその他の機能が破壊され、喪失し、又はデータが漏洩すると国の安全、国の経済と人民の生活、公共の利益に重大な危害が及ぶおそれがあるインフラ」(法31条1項)と概括的に定義されており、具体的な範囲は別途国務院が制定する「重要情報インフラ安全保護条例」で規定

されることが予定されている。

しかしながら、当該「重要情報インフラ安全保護条例」は、現時点では、17年7月に意見募集稿が公表されているのみで、いまだ正式に制定されておらず、「重要情報インフラ」の具体的な範囲は明らかではない。なお、当該「重要情報インフラ安全保護条例」の意見募集稿では、「重要情報インフラ」の運営者の類型が以下の通り列挙されており、比較的広い範囲の企業類型が挙げられている点に留意を要する。

● 政府機関およびエネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、教育、社会保険、環境保護、公共事業等の業界分野の企業

● 電信ネットワーク、ラジオ・テレビネットワーク、インターネット等の情報ネットワーク、ならびにクラウドコンピューティング、ビッグデータその他大型公共情報ネットワークを提供する企業

● 国防科学技術工業、大型設備、化学工業、食品・薬品等の業界分野の科学研究生産企業

● ラジオ局、テレビ局、通信社等の新聞企業

● その他の重点企業
(2) 個人情報および重要データの国

内保存義務・国外移転規制

上記の「重要情報インフラ」の運営者に課せられる義務のうち、特に重要と考えられるのが、③個人情報および重要データの国内保存義務・国外移転規制である。具体的には、「重要情報インフラ」の運営者は、中国国内における事業活動によって収集し、または発生した個人情報および重要データを中国国内で保存しなければならず、業務上の必要により国外に提供する必要がある場合には関連規則に従い安全評価を行わなければならないとされている(法37条)。

なお、ネットワーク安全法上、個人情報および重要データの国内保存義務・国外移転規制の適用対象は、「重要情報インフラ」の運営者のみとされているのに対し、17年4月に公表された「個人情報及び重要データの国外移転安全評価規則」の意見募集稿では、適用対象がネットワーク運営者まで拡大されている。前記二・1.(1)のとおり、ネットワーク運営者の範囲は極めて広範であるため、当該意見募集稿の公表後、実務界の動揺・批判が大きく、適用対象を限定する方向である旨の報道もなされたが、現在までに修正案の正式な公表はなされていない。

紙幅の関係上、本稿では割愛する

が、個人情報とともに国内保存義務・

国外移転規制の対象となる「重要データ」の具体的な範囲、安全評価の具体的な方法や評価要素等の詳細については、上記「個人情報及び重要データの国外移転安全評価規則」や「データの国外移転に関する評価ガイドライン」で規定される予定であるが、これらはいずれも意見募集稿が公表された段階にとどまり、正式に制定されておらず、その動向に注意を要する。

三. 罰則

ネットワーク安全法の違反への罰則としては、各種の違反類型に応じて、①是正命令、②警告、③違法所得の没収、④過料、⑤営業停止命令、⑥関連許可証または営業許可証の取消、⑦責任者への過料等が規定されている。

例えば、前記二・1.(2)のセキュリティ体制の整備義務の不履行については、是正命令および警告に加え、是正を拒否し、またはネットワークの安全を脅かす等の結果をもたらしたときには、(i) ネットワーク運営者の場合、企業に1万元以上10万元以下の過料、直接責任者に5千元以上5万元以下の過料、(ii) 「重要情報インフラ」の運営者の場合、企業に10万元以上100万元以下の過料、

直接責任者に1万元以上10万元以下の過料を科すとされている(法59条)。

ネットワーク安全法の関連規則やガイドライン等の大半はまだ制定段階であるが、ネットワーク安全法違反に基づく処罰事例は既に存在しており、特にネットワークのセキュリティ体制整備の義務を適切に履行しておらず、外部からのハッキング等の問題が生じた場合を中心に、是正命令や数千円から数万円程度の過料が科された事例が存在する。さらに、公安部門による取り締まりの具体的な内容を定めた「公安機関によるインターネット安全監督検査規定」が18年9月15日に公布され、11月1日から施行されており、今後取り締まりが本格化していくことが予想される。

四. まとめ(現時点において必要となる対応)

前述の通り、中国で事業を行っている大半の企業は、「ネットワーク運営者」に該当し得るところ、ネットワーク安全法上、「ネットワーク運営者」のセキュリティ体制の整備および個人情報の保護に関する義務が規定されていることから、まずは、基本的なセキュリティ体制の整備や、具体的な実務基準としての個人情報安全規範が

施行されている個人情報の保護に関する義務を中心に、これらの規制への対応を検討・実施していくことが考えられる。

他方で、「重要情報インフラ」や、個人情報および重要データの国内保存義務・国外移転規制の適用対象(重要情報インフラ)の運営者に限定されるか否か)等については、その具体的な範囲を定めた関連規則およびガイドライン等が制定されておらず、現時点では対応の要否および内容が必ずしも明確ではない。従って、「重要情報インフラ」に該当する可能性が高い企業を除き、現時点では、規制の動向に応じて必要な対応が実施できるよう、情報の収集および検討を継続することが重要と考えられる。



注1.. 以下、条文表記に際しては、ネットワーク安全法を単に「法」と略称する。

注2.. その他、インターネット実名制の対応、緊急対応策の制定・実施、捜査協力苦情申立通報制度の確立・実施等の義務が規定されている。

注3.. 具体的には、「インターネット情報サービス管理規則」、「コンピュータ情報システム安全保護条例」、「電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定」等が存在する。

1. 企業の資金調達を巡る最近の管理動向

中国政府は、2017年12月の「中央経済工作会議」（18年の経済運営方針を決定）と、18年3月の全人代（国会に相当）で、今後3年間に解決すべき課題として、「重大リスク（特に金融リスク）の防止」「的確な貧困撲滅」「汚染の防止」を3大リスクに挙げ、その中で「金融リスクの防止」を最優先課題とした。

両会議では、中国経済が「高度成長」から「質の高い成長」へと新たな段階に入るとともにグローバル経済の進展に伴い、中国を取り巻く環境の不安定要因が増し、様々なリスクとりわけ金融リスクへの懸念が高まっているとの見方を示し、今後「金融リスクの防止」に向けて金融機関に対する監督管理を強化してゆくことを明らかにしている。

こうした方針を受け、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）／現「銀保監会」は、17年から18年初めにかけて相次いで金融機関に対する監督管理強化策を打ち出し、銀行は企業の資金調達に対する管理を厳格化している。企業の資金調達は、従来可能であった手続きが困難、あるいは復

中国現地法人の資金調達を巡る当局の管理動向

久保満利子 三菱UFJ銀行 国際業務部 調査役

近年の中国における資金調達を巡っては、金融自由化、人民元国際化の流れの中で、企業に対する法整備が進み、規制緩和、手続き簡素化の方向にある。一方で、経済改革の進展、銀行業務の多様化、経済のグローバル化とそれに伴う金融リスクの高まりの中で、監督官庁の銀行に対する管理が厳格化の方向にある。

本稿では、最近の金融当局の管理動向を概観した上で、中国現地法人の資金調達の具体的規定について解説する。

雑になる等の影響を受ける可能性がある（表1）。

また、18年3月の国务院行政機関改革により、金融業に係る政策・規定の制定等は銀監会から中国人民銀行へ移管され、個々の金融機関に対する監督は、従来の中国銀行業監督管理委員会（銀監会）と中国保険監督管理委員会（保監会）を統合した中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）が担うこととなり、政府はマクロプルーデンス政策とミクロプルーデンス政策の分担を明確にすることで、適切、厳格かつ効率的な金融監督管理の実現を目指している。

企業は資金調達にあたり、主な監督官庁である中国人民銀行（中央銀行）、中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）等の管理のほか、国内の外貨資金調達や海外からの外貨・人民元建て資金調達に対する外貨管理局の管理動向にも注視が必要である。

外貨管理については、近年、經常取引に加え、資本取引も自由化の進展が見られる。また、全国統一で詳細まで規定した外貨管理の規則化や、管理システムの改善・整備を進めつつ、企業の対外決済実務の利便性向上と銀行・当局のリスク管理の効率性・

正確性の向上が図られてきている。

外貨管理の基本方針は「審査認可管理」から「モニタリング管理」へ、「事前管理」から「事後管理」へ、「取引行為管理」から「取引主体管理」への転換を通じて、投機的な資本流出入を防止することを目的としている。

このため、足元で中国経済の先行き不透明感、人民元安圧力等により資金流出懸念が高まる局面では対外資金支払いに対する管理は厳しくなる傾向がある一方、資金流入による中国経済、不動産市場の過熱感、過度な人民元高圧力が掛かる局面では、対外資金受取りに対する管理が厳しくなる傾向にある。

2. 中国現地法人の主な資金調達方法

中国現地法人の資金調達手段には、海外からの調達として「増資」「親子ローン」「オフショアローン」、中国国内での調達として「現地銀行借入」「国内委託貸付」等があり、実需に基づくことを前提に、人民元建て、外貨建てのいずれの通貨でも可能である（図1）。

資金調達方法を検討する際の具体的なポイントには、調達限度額、金利コスト、実施までの所要時間、調

表1 最近の金融業に対する主な監督管理強化の動き

規定・通知名	概要
「商業銀行出資管理暫定弁法」 (銀監発 [2018] 1号) 2018年1月5日公布	商業銀行の株主の責任や商業銀行のガバナンス面での職責を規範化
「商業銀行委託貸付管理弁法」 (銀監発 [2018] 2号) 2018年1月5日公布	委託貸付の貸出原資・資金使途を規定すると同時に、銀行の不正行為を厳禁
「銀行業市場の乱脈現象整理をさらに深化させる通知」 (銀監発 [2018] 4号) 2018年1月13日公布	銀行業の乱脈現象を重点的に取り締まる方針を明確化し、対象行為8項目22条を列挙
「商業銀行多額リスクエクスポージャー管理弁法」 銀保監会 2018年5月4日公布	単一顧客、関連顧客へのリスクエクスポージャーを制限
「金融機構資産管理業務規範化に関する指導意見」 (銀發 [2018] 106号) 人民銀行・銀保監会・証監会・外管局 2018年4月27日公布	オフバランス理財商品への元本保証を禁止。業務規制を逃げるための他社への資金付替などを禁止

(出所) 中国人民銀行、銀保監会等の資料に基づき、三菱UFJ銀行が作成

表2 通貨別資本金の比較

	人民元	外貨
口座開設	<ul style="list-style-type: none"> 複数口座可 企業所在地以外の遠隔地での開設可 同名義資本金口座間の相互資金振替可 	<ul style="list-style-type: none"> 複数口座可 企業所在地以外の遠隔地での開設可 (払出し前に人民元転ずる場合) 人民元支払待専用口座の開設が必要
口座からの払出し	<ul style="list-style-type: none"> 実需エビデンス(インボイスなど)が必要 給料、出張旅費、小口仕入等の支払いの場合、銀行は業務展開3原則(「顧客の理解」「業務の理解」「職責を果たす審査」)のもと、企業の支払指図書に基づき直接取り扱う 	<ul style="list-style-type: none"> 実需エビデンス(インボイスなど)が必要 備用金(手元準備金)名目で20万米ドル/月まで、エビデンスなく人民元への両替可。 ただし、人民元転後、払出し時に実需エビデンスが必要
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 定期預金の運用可(原則、1年以内) 有価証券・金融デリバティブ商品への投資、委託貸付への利用、資産運用商品での運用、非自社用不動産の購入は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 定期預金の運用可(期限の定め無し) 外貨委託貸付、およびその返済可 (払出し前に人民元転した資金) 定期預金作成・元本保証型理財商品への投資、保証金支払が可能

(出所) 中国人民銀行、外貨管理局等の資料に基づき、三菱UFJ銀行が作成

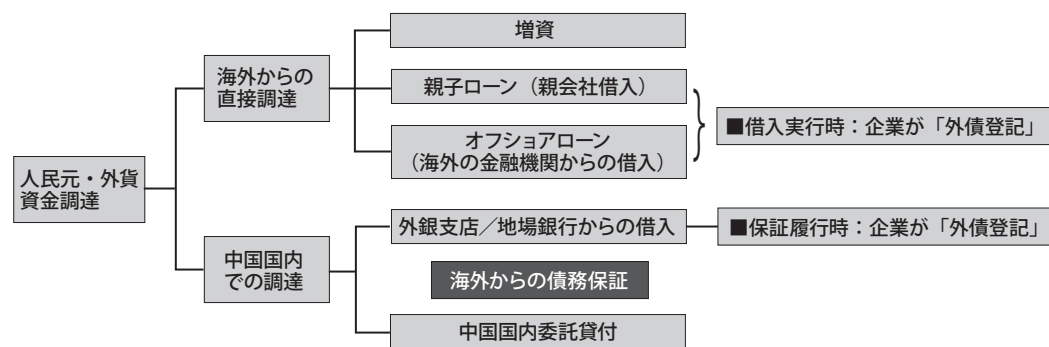
達と返済の機動性等がある。以下、主な資金調達方法の規定と留意点について解説する。

① 増資
増資は、現地法人の資金返済の必要がなく、金利負担もなく、資本増

強により外債枠(後述)が拡大することで、資金調達能力の強化も可能となるが、増資に係る当局への備案(届出)が必要のため、実施までに比較的に長い時間を要する。

増資資金を入金する資本金口座は、

図1 中国現地法人の資本取引における主な資金調達方法



人民元建てと外貨建てで規定が異なる部分があるが、いずれの場合も口座からの払い出しエビデンスにより実需を確認する(表2)。

なお、増資に当たっては、増加する

登録資本金と投資総額との比率規定に従う必要がある。

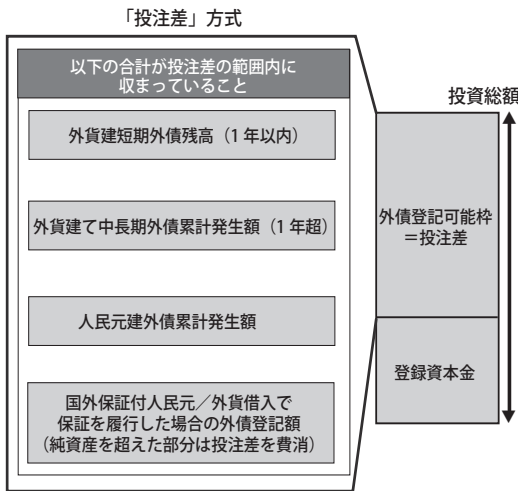
② 親子ローン(外債)
親子ローンは、グループ企業からの借り入れであるため、金利は国内借入に比べて低利での調達が可能ながあるが、調達金額は外債枠の範囲内に制限される。ただし、金利設定に当たっては、中国・日本両国の移転価格税制に留意が必要である。

外債枠については、従来の「投注差」方式に加え、16年5月より外債枠の拡大につながる「マクロブルーデンス」方式が導入され、資金調達の自由度が増した(図2)。

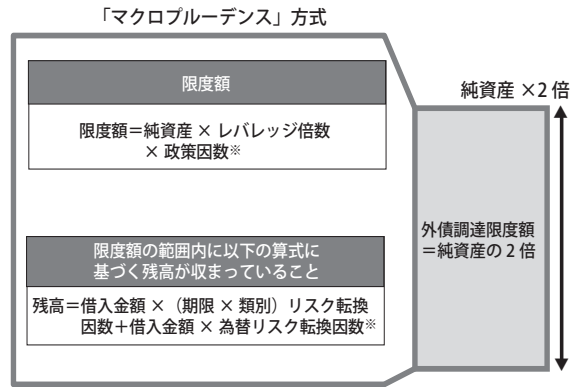
「投注差」方式の外債枠は「投資総額-登録資本金額」で、外債枠に計上される外債残高は、外債については短期が残高ベース(借り入れ返済後は枠が復活)、中長期は累計発生額ベース(返済後も枠は復活せず)、人民元建てについては短期・中長期とも累計発生額ベース(返済後も枠は復活せず)で管理され、人民元建て・外貨建ての合算となる。

これに対し、16年5月に導入された「マクロブルーデンス」方式の外債枠は、「純資産×レバレッジ倍数(=1)×政策因数(=1)」で算出され、外債枠に計上される外債残高は、

図2 外積枠の管理



(出所) 中国人民銀行の資料に基づき、三菱UFJ銀行が作成



※リスク因数

限度額		
レバレッジ倍数		2
政策因数		1
残高		
期限リスク転換因数	中長期 (1年超)	1
	短期 (1年以内)	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス	1
	オフバランス	1
為替リスク転換因数		0.5



企業は資金調達にあたり中国人民銀行、中国銀保監会、外貨管理局の管理動向にも注視が必要(中国人民銀行本店)

人民元建て・外貨建てともに残高ペー
スで計算となるもので、17年1月から
は、「マクロプルーデンス」方式のレ
バレッジ倍率が1から2に引き上げら

れ、外債枠は純資産の2倍まで拡大
された。
「マクロプルーデンス」方式の通貨
別・期間別に外債枠費消を比較する

と、現状、類別リスク転換因数はい
ずれの通貨・期間ともに同じだが、
期限リスク転換因数は短期より中長
期が低く、為替リスク転換因数は外
貨の場合に発生することから、人民
元建てで中長期の場合、外債枠の費
消が最も少なくなる。

なお、外資企業に対しては、当初
1年間の移行期間を設け、この間は
「投注差」方式、「マクロプルーデンス」
方式のいずれかの選択を可能とし、移
行期間終了後に人民銀行と外管局が
その後の方針を決めるとしていたが、
これまでに新たな規定は公布されてお
らず、現状、企業は投注差と純資産
の2倍の額を比較して外債方式を選
択することができる。

③ 中国国内銀行借入

国内銀行からの借り入れは機動的
に行える点がメリットだが、外貨建借
入金の人民元への両替は貨物貿易輸
出の背景があり、返済原資は貨物貿
易輸出により受け取る外貨資金に限
定される点に留意が必要である(表
3)。

銀行の貸付金の支払いについては、
「受託支払」と「自主支払」の2種
類の支払管理がある。「受託支払」と
は貸出人(銀行)が借入人の引出申
請と支払委託に基づき、貸付資金を

借入専用口座を通じて契約で約定さ
れた使途に合致する借入人の取引先
に支払う方式で、「自主支払」は貸出
人が借入人の引出申請に基づき、貸
付資金を借入人の口座に入金した後
借入人が契約で約定された使途に合
致する借入人の取引先に自ら支払う
方式である。

また、資金使途についても明確に規
定されており、流動資金貸付の資金
は固定資産、株式等への投資や国が
禁止する生産、経営領域に使用して
はならないとされ、固定資金貸付の
資金は運転資金等の流動資金に使用
することはできない。

当該支払方式は09年から10年にか
けて導入されたが、その背景には当時
金融緩和の中で、流動性資金の不動
産市場への流入から不動産市場の過
熱、住宅価格の高騰を招き、金融リ
スクを高め、経済政策のコントロール
を難しくしていたことがあり、当局の
銀行に対する厳格な貸付資金の使途
管理の政策方針は現在も続いている。

なお、人民元借り入れに対する金
利規制は13年に撤廃された。

④ 中国国内委託貸付

中国では企業間の資金貸借は禁止
されているが、委託人の依頼に基づき、
委託人の余剰資金を運用し、借入人

表3 通貨別銀行借入の比較

	人民元借入	外貨借入
借入期間	・短期・中長期	・短期・中長期
借入金利	・主に、中国人民銀行公表の基準レートを参考に決定	・スプレッド融資（銀行調達コスト＋スプレッド）、固定金利融資など
担保条件	・親会社による保証差入が一般的	
外債登記	・国外機関からの保証のない場合、不要 ・国外機関からの保証に基づく借入れについて、保証が履行された場合、借入人が保証履行後15日以内に、外債管理局で「外債登記」手続きを行う必要がある	
借入金の両替	・可	・（外貨→人民元）貨物貿易輸出の背景がある借入れに限り可能。この場合の返済原資は貨物貿易輸出により受け取る外貨資金に限定
国内借入への返済充当	・地域により扱いが異なるため、事前に所在地の当局に確認すること	
その他	・銀行借入を初めて行う場合、中国人民銀行に申請し「貸出カード」の作成が必要	

（出所）表2に同じ

表4 委託貸付の規定

契約形態	・委託人、借入人、銀行の3者契約
金利	・委託人と借入人の間で決定
委託手数料	・銀行の仲介事務手数料（委託人負担）
期限	・資金使途が流動資金の場合は3年以内
資金使途	・事前に委託人と借入人の間で決定 ・制限のある資金使途での利用は不可 ・銀行は実行時にインボイスや契約書等エビデンスを受け入れ ※外貨建貸付の場合、委託貸付により借り入れた外貨の人民元への両替は不可
貸付原資	・余剰資金（正常な収入原資、自有資金） ・銀行は貸付原資を確認するため、財務諸表や試算表等の受け入れが必要 ※人民元建貸付の場合、外債外債口座、外債資本金口座の外貨資金を人民元転の上での人民元委託貸付は可
管理	・債権債務関係は資金の出し手と受け手の間に発生 ・銀行は委託貸付に係る資金移動の事務を受託し、資金移動管理を行う
専用口座の開設	・委託人、借入人ともに委託貸付専用口座を開設
営業税	・受取利息に対し、6%の増徴税が発生。増徴税に対し一定割合の都市維持建設税、教育付加費が課される。また、地域によっては、河川税等を独自に課税するケースもある

（出所）表2に同じ

資、貸付人の資金回

付を利得する行為、融資を禁止されている業種に対する委託貸付を利用した迂回融資、貸付人の資金回

背景には、近年、銀行から基準金利で借り入れた資金を他の企業に高利で貸し付け利得する行為、融資を禁止されている業種に対する委託貸付を利用した迂回融資、貸付人の資金回

託貸付業務を規範化する中で、監発〔2018〕2号を公布した。同弁法は、銀行の委託貸付業務を規範化する中で、

し、資金使途については、①国家が禁止する領域・用途の生産、経営、投資

の不足資金調達を受託人である銀行を通じて行う「委託貸付」方式でのグループ資金の融通は可能である（表4）。

「委託貸付」はグループ外への金流出がなく、機動的な借入・回収が可能で、発展形として集団型委託貸

付やプリーングを構築することにより、企業内の効率的な資金配分が可能となる。

なお、「委託貸付」を巡っては、中国銀行業監督管理委員会（銀監会、現「銀保監会」）が18年1月5日付で「商業銀行委託貸付管理弁法」（銀

委託貸付の原資と使途について細かく規定し、受託人である銀行に対してこれらの審査を厳格に行うよう求めている。

委託貸付の原資については、①他人から管理を委託された資金、②銀行と信、③特定用途の専用基金、④その他債務性資金、⑤原資を証明できない資金、を受け入れることを禁止し、資金使途については、①国家が

3. おわりに

近年、中国は金融の自由化、資本取引の自由化を標榜して、企業の銀行取引を巡る法整備、規制緩和、手続きの簡素化を図ってきたが、足元では国内の経済改革に伴う「金融リスク」の高まりに加え、米中貿易摩擦の深刻化、米国の利上げ等の外部環境の不安定要因により、世界的な経済の変調がもたらす「金融リスク」の懸念が高まっている。

中国金融当局は引き続き、法規制の整備と規制緩和を進めつつ、企業の実需に対しては円滑な金融取引を促進する一方、国内、対外ともに投機的な資金の動きが高まる局面では銀行に対する業務監督の強化や口頭指導による規制強化が行われる可能性がある点に注意が必要である。

中国現地法人は資金調達を検討する際、マクロ経済環境、当局の規制動向、実務面の負荷等を総合的に勘案して判断することが求められる。

1. 新個人所得税法の要点解説

8月31日、「中華人民共和国個人所得税法改正についての決定」が第13期全国人民代表大会常務委員会第5回會議にて可決された。改正は段階的に実施され、大部分の条文は19年1月1日より全面的に発効する。

中国では1980年に個人所得税法が公布されて以来、過去に6回に渡り改正がなされてきた。今回の改正は7年ぶりの7回目の改正となる。特に直近の改正では、所得の増加に伴う基礎控除額の引き上げ、そして累進税率の調整などが行われてきた。一方で今回はこうした控除額や累進税率の調整のみならず、居住者の定義や本格的な確定申告の導入に及ぶ大掛かりな改正がみられた。新個人所得税法については、6月にパブリックコメントの意見募集稿が公開され、1カ月の期間に渡りコメントを受け付けていた。この間13万件を超えるコメントが集まったとのこと、企業および個人の関心の高さがうかがわれた。

その後10月20日には、個人所得税法実施細則修正法案の意見募集稿、そして個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿が新たに公布された。当該2つの法令に係るパブリックコメントは

新個人所得税法で求められる新たな税務管理

浦野卓矢 デロイト中国 税務部 ディレクター

中国の新個人所得税法が2019年1月1日より全面的に施行される。改正により基礎控除額や適用税率テーブルが変更となり、そして税務上の居住者の概念が明確化された。さらに専門付加控除や確定申告が新たに導入された。これにより、外国籍個人および中国籍個人の税金計算は複雑性が増すことになった。源泉徴収義務者としての雇用主の負担も大きく増えることになり、日系企業も早急に体制整備を行うことが求められる。

11月4日まで受け付けることになっている。一連の3つの法令における具体的な規定と措置の変更は大きな注目を集めている。本稿では、執筆時点（10月25日）にて確定している個人所得税法の修正に係る要点のほか、直近にて公布された個人所得税法実施細則修正法案および個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿の内容を含めた最新動向を紹介する。

居住者は183日滞在基準で判定

現行の個人所得税法によると、「居住者」の概念は明確にされておらず、理論上、中国国内に住所を有し、または住所を有していないが中国で満1年居住している個人は居住者扱われる。このような個人が中国国内と国外より取得した所得は、関連法律によつて中国で個人所得税を納付する義務がある^{注1}。その中の「満1年居住している」というのは、1納税年度の中で365日中国国内に居住との意味であり、一時的な出国（すなわち1納税年度に1回で30日を超えない、または累計で90日を超えない出国）は日数控除されない。

新個人所得税法では、「居住者」の概念が明確にされ、住所を有していない個人に対して採用されるグローバルで通用する「183日」を基準として、中国の税務上の居住者になるかどうか判断

される。つまり、住所を有していない個人が中国の税務上の居住者として扱われる基準が引き下げられた。表1は中国居住者と非居住者の定義と納税義務をまとめたものである。

累進課税を導入

現行の個人所得税法では典型的な分離課税を採用しており、つまり当該税制の下では課税所得は11項目^{注2}に分けて個別に税金計算して徴税している。新個人所得税法により、現行の個人所得税法下の一部の課税所得はまとめられ、4種類の労働性所得（例：賃金・給与所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、特許権使用料所得）を総合所得項目として徴税する。

また、現行の個人所得税法では賃金・給与所得に対して3〜45%の7つのレベルからなる超過累進税率が適用されている。新個人所得税法では7つの超過累進税率の構成を残す一方、総合所得の個人所得税計算が適用される。そしてこの中の3つのレベルの低税率（3%、10%、20%）が適用される所得水準の幅が拡大される。つまり、より多くの中低所得層が低税率の恩恵を受けることになった。なお、後述する基礎控除額の変更とともに、新しい適用税率テーブルに基づく税金計算は先行的に18年10月1日から適用されている。

表1 中国居住者・非居住者の定義および納税義務

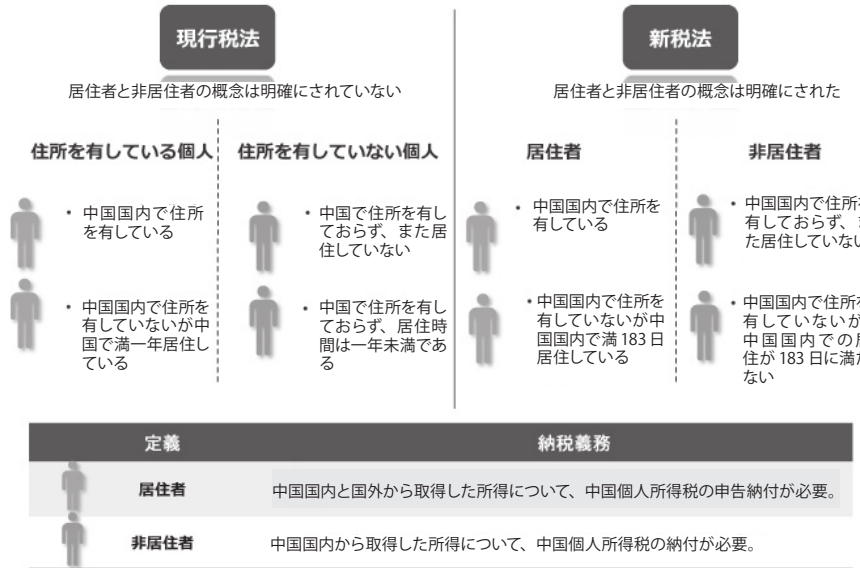


表2 新個人所得税法で新たに導入された専門付加控除の項目と控除額

項目	控除額	対象
1 子女教育費	年 12,000 元 (月 1,000 元) の定額控除	子女一人当たりの金額、複数の子女がいれば人数分を乗じて金額を決定
2 継続教育費	①年 4,800 元 (月 400 元) の定額控除 ②年 3,600 元 (月 300 元) の定額控除	学歴継続教育が対象 専門技術職業資格が対象
3 重大疾病医療費	年 60,000 元を上限とする実額控除	納税者本人の重大疾病で発生した費用であり、15,000 元超の支出が対象
4 住宅ローンの利子費用	年 12,000 元 (月 1,000 元) の定額控除	1 件目に購入した不動産を対象
5 住宅家賃	①年 14,400 元 (月 1,200 元) の定額控除 ②年 12,000 元 (月 1,000 元) の定額控除 ③年 9,600 元 (月 800 元) の定額控除	直轄市等の都市 その他市区の戸籍人口 100 万人超の都市 その他の戸籍人口 100 万人以下の都市
6 高齢者扶養	年 24,000 元 (月 2,000 元) の定額控除	高齢者の定義は 60 歳以上の被扶養者

課税期間について、現行の賃金・給与所得では月次税金計算が規定されていた。同時に年間所得が12万元超の個人などには年度申告の義務が課されていたが、これはあくまで月次納付税額を再度記入して提出するものであり、日本で

額が適用されることになった。現行の個人所得税法では、控除項目は主に法定の社会保険などの項目に限られている。しかし、国民待遇の改善のため、新個人所得税法では子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用、住宅家賃や老人扶養などの専門付加控除の項目が新たに導入された。専門付加控除項目については前述の通り、専門付加控除暫定弁法の見募集稿が事後的に公布された。当該内容によると、各項目は表2の通り定額もしくは実額の費用を控除できるとされている。

翌年3月から6月が確定申告期間に調整後の所得分類と税額算出規則に対応する形で、新たな納税申告規定が制定されることになった。まずは納税者識別番号について、中国公民身分番号を有する納税者は中国公民身分番号が納税者識別番号となる。また中国公民身分番号を有さない外国籍の納税者等は、税務機関より納税者識別番号が与えられる。

課税期間について、現行の賃金・給与所得では月次税金計算が規定されていた。同時に年間所得が12万元超の個人などには年度申告の義務が課されていたが、これはあくまで月次納付税額を再度記入して提出するものであり、日本で

額が適用されることになった。現行の個人所得税法では、控除項目は主に法定の社会保険などの項目に限られている。しかし、国民待遇の改善のため、新個人所得税法では子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用、住宅家賃や老人扶養などの専門付加控除の項目が新たに導入された。専門付加控除項目については前述の通り、専門付加控除暫定弁法の見募集稿が事後的に公布された。当該内容によると、各項目は表2の通り定額もしくは実額の費用を控除できるとされている。

課税期間について、現行の賃金・給与所得では月次税金計算が規定されていた。同時に年間所得が12万元超の個人などには年度申告の義務が課されていたが、これはあくまで月次納付税額を再度記入して提出するものであり、日本で

額が適用されることになった。現行の個人所得税法では、控除項目は主に法定の社会保険などの項目に限られている。しかし、国民待遇の改善のため、新個人所得税法では子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用、住宅家賃や老人扶養などの専門付加控除の項目が新たに導入された。専門付加控除項目については前述の通り、専門付加控除暫定弁法の見募集稿が事後的に公布された。当該内容によると、各項目は表2の通り定額もしくは実額の費用を控除できるとされている。

翌年3月から6月が確定申告期間に調整後の所得分類と税額算出規則に対応する形で、新たな納税申告規定が制定されることになった。まずは納税者識別番号について、中国公民身分番号を有する納税者は中国公民身分番号が納税者識別番号となる。また中国公民身分番号を有さない外国籍の納税者等は、税務機関より納税者識別番号が与えられる。

課税期間について、現行の賃金・給与所得では月次税金計算が規定されていた。同時に年間所得が12万元超の個人などには年度申告の義務が課されていたが、これはあくまで月次納付税額を再度記入して提出するものであり、日本で

額が適用されることになった。現行の個人所得税法では、控除項目は主に法定の社会保険などの項目に限られている。しかし、国民待遇の改善のため、新個人所得税法では子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用、住宅家賃や老人扶養などの専門付加控除の項目が新たに導入された。専門付加控除項目については前述の通り、専門付加控除暫定弁法の見募集稿が事後的に公布された。当該内容によると、各項目は表2の通り定額もしくは実額の費用を控除できるとされている。

また、居住者個人の総合所得について、居住者個人が取得した総合所得は、源泉徴収と確定申告を組み合わせた徴収方法が採用される。すなわち、源泉徴収義務者を有する場合、源泉徴収義務者が月次または回数ごとに税金を源泉徴収・予納し、年度終了後に追加納税または税金還付が必要になる場合、規定に照らして確定申告を行う。確定申告は所得を取得した翌年の3月1日から6月30日までの間に行うことになる。居住者個人が源泉徴収義務者に専門付加控除の情報を提供する場合、源泉徴収義務者は月次で税金を源泉徴収する際に規定に照らして控除し、それを拒絶してはならない。

なお、非居住者個人の総合所得について源泉徴収義務者を有する場合、源泉徴収義務者が月次または回数ごとに税金を控除し、確定申告は行わない。源泉徴収義務者は毎月天引きした税金を翌月の15日までに国庫に納付し、税務機関へ納税申告表を提出する必要がある。

基礎控除額は一律 5000 元 / 月
現行の賃金・給与所得に対する基礎控除額は引き続き総合所得項目に適用される。同時に、現行の月 3500 元 の基準が 5000 元 / 月 (6 万円 / 年) に引き上げられる。また、中国国内に住所を有さず、中国国内より賃金・給与所得を取得する納税義務者、および

中国国内に住所を有するが中国国外より賃金・給与所得を取得する納税義務者に対する附加控除費用 (1300 元 / 月) が取り消された。従前、中国への日本人駐在員などは中国人よりも多い 4800 元 / 月の基礎控除を享受することができたが、今後は中国人でも外国人でも一律 5000 元 / 月の基礎控除

また、新個人所得税法では、納税者が国外移住のため中国戸籍を抹消する際の中国戸籍抹消前の税務清算処理の規定が追加された。

多部門協同責任と信用情報システムの設定

税務機関が必要とする納税関連情報の入手を確保するため、意見募集稿では他の政府部門に対する情報提供の協力義務規定が追加され、公安部、人民銀行、金融監督管理など関連部門は、税務機関に対して納税者の身分や銀行口座情報などの確認に協力すべきであり、教育、衛生、医療保障、民生、人力資源社会保障、住宅都市・町建設人民銀行、金融監督管理などの関連部門は、税務機関に対して納税者の子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用と住宅家賃などの専門付加控除情報の提供に協力すべきとされた。

また、社会信用システム構築に対する強い要求に応えるため、関連部門が納税者、源泉徴収義務者の個人所得税法のコンプライアンス状況を信用情報システムに取り入れ、連携したインセンティブと処罰の実施をすることになる。

個人の脱税防止規定を導入

企業所得税法の関連する脱税防止規定を参照して、初めて個人所得税法に

脱税防止の規定を取り入れた。具体的には、以下の状況において税務機関は合理的な方法で納税調整を行い、税金と利息を追徴する権限が付与された。

- 個人とその関連者との間の商業上の取引において独立取引原則に従わず、正当な理由がない（移転価格税制規則）

- 居住者個人が支配、あるいは居住者個人と居住者企業が共同支配し設立した実際の税負担が明らかに著しく低い国家（地域）にある企業で、合理的な経営ニーズがなく、居住者個人に帰属すべき利潤が分配されない、あるいは減少される（国外支配法人の租税回避防止規則）
- 個人が合理的な商業目的を持たないアレンジにより適切でない税収利益を取得する（一般的租税回避防止規則）

2. 日系企業に求められる新たな管理

今回の個人所得税改革では、国民福祉に対する関心、社会的公平性の促進、所得格差の調整増加および管理の強化などの理念が体现されている。個人所得税法のこれまでの修正に比べ、今回は単純な基礎控除額の調整等ではなく、個人所得税全体の税制と徴収管理体制の再構築に重点を置いており、その影響は広範で大きなものである。中国籍個人、外国籍個人にもたらす影響をみた上で、

雇用主として企業に求められる税務管理について提示したい。

多くの中国籍個人の税金負担は専門付加控除の導入で減少

今回の改革は中国籍個人の税金負担を軽減するため、基礎控除額の引き上げ、専門付加控除項目の追加、低い税率の適用ランクの拡大などが導入された。この結果、中低所得者層の税負担が顕著に減少する可能性がある。

現行の年収12万元以上の個人年度申告制度は、居住者個人の総合所得年度申告制度に切り替わる。現行の年収12万元以上の個人年度申告制度の対象者は、年収収入が12万円を超える納税者のみに適用され、経営所得以外の課税所得は月ごとまたは回数ごとで納税し、年度申告する意義は限られている。将来の総合所得年度申告制度は幅広い納税者に適用され、居住者個人の総合所得は年次税金計算に変更され、また多様な総合所得の収入源も含まれ、専門付加控除項目などの影響で年度確定申告はさらに必要になってくる。従って、将来納税者は相応な収入と控除などの各項目の情報収集および文書データの保存に対して留意すべきであり、年度申告の記入要求を把握し、総合所得の年度申告と確定申告を元々することになる。

それと同時に、専門付加控除項目は

大量な個人情報に及ぶため、当該制度がどのように税務徴収管理に運用されるか注目である。多部門協同責任と信用情報システムの構築の規定が明確にされたことから、個人収入と財産情報のシステム構築、多部門の情報データ共用の枠組みは、中国の将来の個人所得税徴収管理の重要な推進力になることが予想される。税務申告のコンプライアンス状況を個人の信用調査記録に組み込む制度構築は、納税者の税法に対する遵守度を向上させることになるだろう。

外国籍個人の5年ルールは継続の見込み

現行の実務において、中国国内に勤務している多数の外国籍個人は中国国内に住所を有していない個人とみなされる。今回の改正により、1納税年度において中国国内に183日を超えて居住する住所を有していない個人は、中国の税務上の居住者と見なされることになる。つまり、中国で勤務する当該外国籍個人は中国の税務上の居住者と認定されることとなり、個人所得税の納税義務に影響を与えることになる。

これまで、中国国内に住所を有していない個人は「5年ルール」の適用によって、その大部分の中国国外所得は中国個人所得税が免除されている。つまり、中国国内に住所を有していない個人が連続5

年以上中国国内に居住しない場合、中国国外源泉所得は中国個人所得税の申告納付を免除されている状況にある。この5年ルールが継続するかが一つの注目点となっている。個人所得税実施細則の意見募集稿によると、当該ルールは継続する旨規定されている。併せて、ある年に連続30日超の海外滞在があれば滞在期間をリセットできると盛り込まれている^{注1}。また、5年ルールの適用で国外源泉所得の納税義務が必要ないとしても、税務局に登録することが同時に規定されている。登記内容の詳細は定かでないが、国外源泉所得の金額を登記することが必要になる場合、情報収集のために一定の作業量が必要になる。

また現行ルールでは、外国籍個人には一定の免税手当(住宅、子女教育、語学トレーニング、クリーニング、食事、ホームリーブなど)が存在する。当該措置が継続されるかも注目を集めているが、この点について個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿では、継続的に選択して適用できる旨規定されている。つまり、外国籍個人は表2に示した専門付加控除項目に全面的に切り替わるのではなく、自身の状況に併せて項目ごとに選択することができる。

源泉徴収義務者としての雇用主の負担が増加

今回の改正により、賃金給与が総合所得にまとめられ、そして居住者個人の総合所得は年次で税金計算することになった。ならびに居住者個人の年度確定申告手続の要求が明確にされた。しかしながら留意すべき点としては、雇用主に對する個人所得税の源泉徴収義務がなくなつたわけではない点である。居住者個人が取得した賃金給与に対して引き続き、雇用主は月次または回数ごとに個人所得税を源泉徴収する義務を負う。また、居住者個人が源泉徴収義務者に専門付加控除項目に係る情報を提供すれば、源泉徴収義務者は源泉徴収する際に規定通りに控除すべきであり、拒絶することはできないと規定されている。

個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿によると、源泉徴収者に伝達する専門付加控除の真实性については納税者本人が責任を負うものとされている。一方で、源泉徴収義務者は納税者からの申告内容に応じて源泉徴収計算を行うものとし、内容に虚偽がある場合は納税者に指摘すべきものと規定された。源泉徴収者としては従業員の専門付加控除に係る情報収集、関連資料の収集、申告計算でのコンプライアンス義務を負うことになり、この措置は間違いなく源泉徴収義務を実行する雇用主の業務を増加させることになる。

社内での内部プロセスの見直しが急務の課題

多数の外国籍駐在員、現地雇用の外国籍従業員、もしくは中国籍の高級管理人員を有する企業は新しい税制下において個人所得税コンプライアンス要求を満たすために従業員に対して追加のサポートの提供が必要になるだろう。毎月の源泉徴収における従業員個人の専門付加控除への対応は前述の通りだが、その他にも従業員が税法に則った申告に對応できるかをケアする必要がある。例えば、従業員が年度確定申告や納税人識別番号申請のための初回税務登録手続を正確に行えるようガイダンスを行うことが必要になるだろう。また、日本からの出張者が183日を超えて中国居住者となり、中国での納税義務が生じる場合、派遣元の日本の会社に関連規定の解説を行い、場合によって納付手続をサポートすることも必要かもしれない。

またこの場合、二重課税となつた場合にはどう排除するかについても十分なケアをするべきである。現段階では意見募集稿となつている2つの法令がパブリックコメントの募集を経どのような内容で正式公布されるか、その他にも詳細規定を定めたルールが出てくるかにも注目である。雇用主企業としては新たなアップデートに留意しながら、早急に現行の内

部制度および内部プロセスを見直した上で、前述の業務を支えるための新たな制度とプロセスの構築を検討すべきである。



注1：中国国内に住所を有せず1年以上5年以下居住する個人は、その中国国外源泉の所得につき、所轄税務機関の認可を得て、中国国内の企業、個人等が支給した部分についてのみ個人所得税を納めることができるとしている。これは、中国に1年以上居住する中国勤務者は国内源泉所得と国外源泉所得を合わせた課税を原則としながらも、そのうち国内企業等が支給する以外の国外源泉所得は免税にできることを定めたものである。当該制度は「5年ルール」とも呼ばれている。

注2：11項目は以下の通り。①給与賃金所得 ②個人経営者の生産経営所得 ③企業事業組織に対する請負経営・リース請負経営所得 ④役員報酬所得 ⑤原稿料報酬所得 ⑥特許使用料所得 ⑦利子・株式・配当所得 ⑧財産賃貸所得 ⑨財産譲渡所得 ⑩一時所得 ⑪その他所得

注3：現行ルールでは、1納税年度において連続30日を超える出国、もしくは年間を累計90日を超える臨時出国があれば滞在期間をリセットできる。個人所得税実施細則の意見募集稿では、連続30日超のみの規定が盛り込まれている。

中国にとり、この1年間は極めて変化に富んだものとなった。2017年10月には、中国共産党の第19回全国代表大会が開催され、習近平を総書記とする新たな国家指導者の陣容が確定し、18年3月には憲法の改正が行われ、これに続いて国務院機構改革を中心とする国家機構改革が行われた。対外関係においては、米中間で熾烈な貿易摩擦が発生し、国内外で発生した多くの事件が中国の政治、社会、経済のあらゆる面に深刻な影響を及ぼし、中国事業の経営環境にも大きな変化をもたらした。これらの変化は、日系企業の労務管理にも影響を与えている。

一、労務に関するマクロ政策および法令の動きと影響

1. 社会保険制度の重大な改定

今年になってから、社会保険制度には多くの変化が起き、日系企業の経営コストや対応に直接的な影響が及んでいる。

(1) 社会保険料の査定と徴収を両方とも税務機関が行う

中国の労務管理に関する法律の最新動向および留意すべき点

熊 琳 北京市大地律師事務所 代表弁護士

ここ1年間で、中国では法制度の改定と国家機構改革が行われ、社会保険管理制度も大きく変化した。これに加えて、労働紛争の解決に関わる経済補償金の計算根拠、労働仲裁規則の改定や司法機関の処理方針傾向等にも、多くの新たな変化が現れている。本稿では、これまでの変化と影響について解説するほか、本社と現地法人がともに留意すべき労務管理の「実務上のリスク」問題のうち、典型的なものを紹介する。

① 社会保険料徴収の新体制と従前の状況

1999年に公布され施行されてきた「社会保険料徴収納税暫定施行条例」の規定では、社会保険料の徴収機構は省レベルの政府により決定され、税務機関による徴収、労働行政機関が所轄する社会保険取扱機関による徴収のいずれでもよいとされていたために、全国的にみて社会保険料の徴収機関が不統一となっていた（次のデータは18年1月時点の集計結果によるもので、全てを網羅してはいない）。

● 江蘇省、浙江省、福建省、広東省等19の省では、税務機関（地稅局）が徴収を担当してきた。このうち、広東省（深圳市以外）、浙江省、アモイ市を除く大部分の地域において、税務機関は社会保険料の費用徴収を行うのみで、社会保険料の金額査定については、なお労働局所轄の社会保険管理機関（社会保険センター）が担当してきた。

● 北京市、上海市、天津市を含むその他の省・市では、査定、徴収とも社会保険センターが担当してきた。

18年3月に公布された「国務院機構改革案」では、各地、各レベルの「国

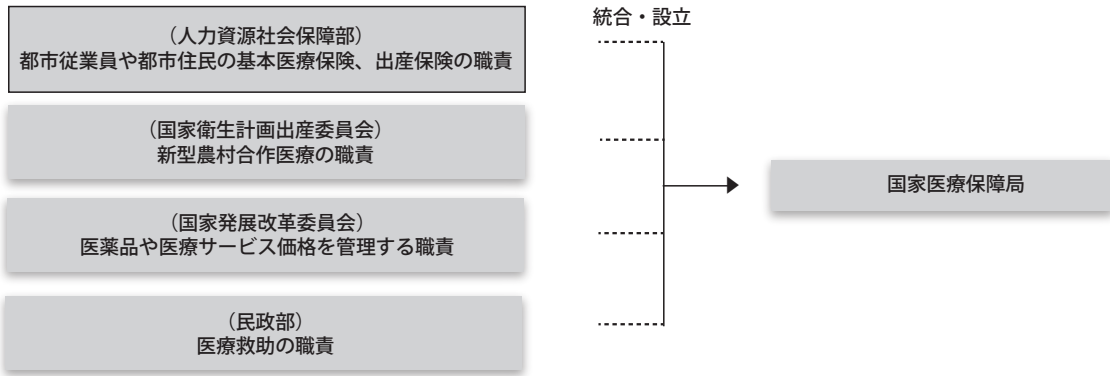
家稅務局」と「地方稅務局」の両機關を統合し、各行政区域には一律に「稅務局」を設置するほか、各種社会保険料についても、査定・徴収の担当機關を稅務機關に一本化した体制をとることを決定した。

② 新体制が実務にもたらす影響

「社会保険法」では、企業の従業員社会保険料の納付基数は「個人の賃金」に基づくべきものと規定されているが、各地の経済発展の実状に関わるために、多くの地方の社会保険センターでは、これまで長い間、多くの企業が規定より低い基数で納付している実態を黙認してきた。このため「納付基数不足」は、非常に広範に存在しており、「過去の過少納付問題」が形成されている。今回の改革により、社会保険料納付基数の確定・納付の方式が大きく変化し、税務機関では社会保険料の納付基数および個人所得税の納税基数を統一するだけでなく、ビッグデータ技術や信用管理システムに基づき、より強力な手段によって徴収が行われるようになった。現地法人に過去の納付基数不足の状況がある場合は、早めに調整しておくことでリスクを低減することができる。

今年6月から9月にかけて、数年、

図1 国家医療保障局の設立



深刻な場合は10年以上にもわたる過去の過少納付に対する追徴が一部の地方税務機関で行われた例が複数ある。このような政府の行動は、現地法人にとっては突然の高額な経済的負担となり、一部の世論でも強い不満の声が出ている。このことについて、9月18日に開かれた國務院の常務会議では「現行の社会保険政策を一律に各地で維持して不変とする」、「(各地方が) 企業に対して独自に過去の過少納付に対する集中的で徹底した追徴を独自に実施することは厳しく禁止する」といった方針が決定された。このため、短期的には現地法人が突然の取り締まりを受ける可能性は若干低減されたものの、過去の過少納付の問題は、法制度レベルでは、また完全な解決をみていない。このため、将来的に各地の税務機関が他の方式により過少納付に対する追徴を実施する可能性がないとは言えず、引き続き留意していく必要がある。

(2) 国家医療保障局を新設し、医療保険や出産保険の管理を管轄

今回の「國務院機構改革案」では、図1のように政府機関の機能が再編・統合される中で、国家医療保

障局が設立され、医療、医薬に関する行政管理事務を統括的に担当することとなった。

これによって、中国で長期間にわたり執行されてきた社会保険行政の一元管理体制(「5險」全てを人力资源社会保障部が管理する)が、次のような二元的な体制へと変更されることになった。

- 医療保険および出産保険は、国家医療保障局が管理する。
- 養老保険、失業保険、労災保険は、依然として人力资源社会保障部(以下「人社部」)が管理する。

現地法人への影響および留意点は、次の通りである。

- ① 新たな三元体制への対応で、企業の負担が増大する。
- ② 医療保険や出産保険の関連政策の執行方式が変更される可能性がある。例えば、資金の運用方式、地域を跨ぐ診療の管理や費用の精算方式、医療サービスや医薬品について医療保険がカバーする範囲等。
- ③ 医療保障制度は、現地従業員の関心が最も高い問題の一つであり、このため現地法人が適時、適切に新体制に適応できるかどうかという点も、

現地の従業員の就業状態に影響を与え、ひいては企業の生産経営活動の

安定性にも影響を及ぼす可能性がある。

(3) 企業年金の新規定が公布され、施行を開始

中国法の定義によると、企業年金は中国の重層的な養老保険制度体系の重要な構成要素の一つと位置付けられている。人社部および財政部が公布した「企業年金弁法」は、今年の2月から施行されているが、これは企業年金の設立・運営の方式、年金口座の構成および権益の帰属、納入負担率、年金の利用条件・方式ならびに企業年金の変更および終了等について網羅的に規定したものである。

企業年金制度の設立に強制性はなく、企業と従業員が協議して決定するものとなるが、企業年金制度に入る従業員は、基本養老保険金の受給とは別に年金収入を受け取ることができるとなるため、従業員に対するインセンティブとしての意味合いがかなりあるといえる。このほか、中国企業では企業年金制度を設立したり、その試みを開始するところが増えており、現地の日系企業の中国側の合併パートナーや、企業の労働組合から企業年金制度の設立が

提案される可能性もあるため、この制度について認識を持ち、関連する問題に対応できるようにしておく必要がある。

2. 労働紛争の解決に関する法律および実務の動向

(1) 経済補償金の計算に関する法的根拠の変化

従業員との労働関係を変更または終了することになった場合、経済補償金の支給問題が絡むことが多いため、経済補償金の計算基準および計算方法は、企業労務管理における一つの非常に重要な問題となっている。現行の「労働契約法」により、従業員の経済補償金の計算には次のように「期間を分けて計算する原則」が適用されている。

● 勤続年数のうち、08年1月1日以降の勤務期間については、経済補償金の計算に「労働契約法」を適用する。

● 07年12月31日までの勤務期間については、経済補償金の計算には旧労働部が94年12月3日に公布した「労働契約への違反および解除にかかる経済補償弁済法」(以下「481号文書」)を適用する。

人社部は17年11月24日に公告を発

布して481号文書を廃止したものの、07年までの勤務期間について経済補償金の計算をどのような方法で行うべきかについては規定が設けられていなかった。このために、実務では各地方政府の労働機関により解決方法に異なった見解や対応がとられる可能性が高く、大きな地域差が存在する状況となっていた。また、481号文書では、①理由なく賃金を遅配したり残業代、経済補償金の支給を拒否した等の状況で支払うべき追加的経済補償金、②労働契約を解除する場合の医療補助費の支給基準という二つの問題を今後どのように処理するかについても、現時点では明確な根拠がないため、現地法人が従業員と労働契約の解除について協議する際の対応は、より複雑で困難なものとなっている。

(2) 労働仲裁規則の改定

17年11月、人社部により「労働人事紛争仲裁案件処理規則」および「労働人事紛争仲裁組織規則」に対する改定が同時に行われた。重要な変更点は次の通りである。

● 労働仲裁の終局的判断の適用範囲を明確化した。すなわち、単独の案件の決裁金額が現地の月最低賃金

基準の12カ月分の金額を超えないものについて、①競業制限期間中に支払われた経済補償の償還請求、②労働契約の解除または終了に対する経済補償、③書面の労働契約を締結していない場合の2倍の賃金支払い等に関する紛争案件とした。

● 「簡易処理」という規定を新たに設け、これを適用する紛争案件については、申立人の同意を得て、仲裁廷は答弁期間の短縮または取消しや、立証期間、審理プロセス、文書作成等について柔軟な決定ができるものとした。

● 労働仲裁委員会が案件処理の必要性に応じて派遣駐在仲裁廷、巡回仲裁廷、流動仲裁廷を設立することを認め、現場に近い場所で紛争案件の処理ができるようになった。

● 仲裁人に対する管理や監督の措置を整備、強化し、当事者が仲裁人の法律・規則への違反行為を発見した場合、法により訴えを提起して裁判所に判決の撤回を請求したり、労働仲裁委員会への通報や苦情申立てを行うこともできるようになった。

これらの規則の改定により、労働仲裁プロセスの柔軟性、効率性、公正性がいずれも高められることになった。



労務管理において「実務上のリスク」を把握することが必要

(3) 司法機関の方針・傾向の変化

この1年間に弊所が代理人として対応に参与した労働仲裁や労働訴訟の中で、仲裁人、裁判官が労働紛争を処理する際、以前は「最大限従業員の権利を保護する」という方針がとられていたのに対し、昨今では「企業と従業員の利益のバランスを考慮し、総合的に判断する」という傾向の変化が見られるようになったことは注目される。具体的には次のようなところにそれが表れている。

① 労働紛争に関する案件事実について確認する際、より詳細で全面的な理解やヒアリングが行われるようになった。

② 当事者が提出した証拠の完全性がより重視されるようになり、証拠に対する考察も、より深く網羅的なものになった。

③ 調停の原則は依然重視されており、紛争の各当事者を説得することで和解による問題の解決が望まれている。

④ 裁判の結果を見ると、企業による適法かつ正当な主張が支持される割合も高まっている。

従業員自身が誤った認識に基づいていたり、冷静さを欠いた状態で労働仲裁申立てや提訴が行われたことにより、日系企業が訴訟への対応を迫られたというケースは珍しくない。このため、前述のような傾向の変化は、日系企業には朗報と言える。日系企業では、こうした動向を正確に把握したうえで活用し、自身の適法な権利を十分に守るようにしていくことが望ましい。

二. 日系企業の労務管理に関する最近の話題―「実務上のリスク」

1. 就業規則の制定および改定

現行の「労働契約法」第4条では、企業が従業員の切実な利益に直

接関わる規則制度または重大事項の制定、修正あるいは決定を行う場合には、従業員代表大会または全従業員との協議検討を行って提案や考えを提示し、労働組合が従業員代表との平等な協議を経て決定することが必要であると規定されており、これ

がいわゆる「民主的プロセスの履行」と呼ばれているものである。民主的プロセスを適切に履行していないと、次のようなリスクが発生しかねない。

① 就業規則そのものが無効と認定され、拘束力を失う。

② 従業員が不満を抱くことにより現地法人の人事の実施に支障が出て、深刻な場合には経営活動の妨げとなる。

③ 事前協議の段階に比べて、紛争が発生した後では従業員の理解を得て合意することの難度が大幅に増す。

④ 大規模な労働紛争が起きてしまうと、地方政府の企業に対する評価が下がるおそれがある。

各地の地方政府で「民主的プロセス」の履行方式についての理解や要求が異なるため、日系企業では正確に所在地の地方政府の要求を把握したうえで、適切に「民主的プロセス」の対応を行う必要がある、このことは労務リスクを最小限に抑えるうえ

での前提要件となる。

2. 医療期間中の従業員への対応

業務とは関係なく負傷または罹病した従業員について、現行の法律では企業から当該従業員に3〜24カ月の医療期間待遇を与えるべきであると規定されている。この医療期間中、企業は従業員に病気休暇賃金を支払わなければならないほか、当該従業員との労働契約を一方的に解除することはできないとされている。労働契約で約定した契約期間が満了しても、「労働契約法」の規定により、医療期間が満了するまでは契約期間を自動的に延長することになる。現地法人が留意すべきリスクには、次の2種類がある。

(1) 一部の従業員による医療期間制度の悪意利用

実務において散見されるケースとして、一部の従業員が虚偽の診断証明書を会社に提出し続け、連続して病気休暇待遇を取得することがある。企業は、このような従業員の社会保険料や住宅積立金の納付を継続しなければならず、病気休暇賃金も支給しなければならない。こうした状況の発生（または、既に発生して

しまった状況の悪化）を防ぐため、次のような対応措置をとることが望ましい。

● 合理的な病気休暇賃金基準を設定する。

● 病気休暇の取得審査、確認の制度（診断証明書や病状の真实性の確認）を厳格に設定する。

● 従業員が医療期間制度を悪意で利用したことが発覚した場合は、厳しい懲戒を与える。

(2) 医療期間が満了した従業員への対応

従業員の医療期間が満了した時点で、すぐにその従業員をもとの通り出勤させることは避けた方がよい。その理由は、当該従業員が出勤を再開した当日にも医療期間を再申請することが可能だからで、このようにして医療期間が事実上大幅に延長されてしまう可能性があるためである。企業は、医療期間の満了した従業員の健康状態を十分に確認し、必要に応じて労働能力鑑定を申請することによって従業員の労働能力の状況を確認することができ、またそれに基づいて新たな職務の設定を検討することで、リスクを最小限に抑えることができる。

はじめに

中国は1970年代以降、環境法制度を整えてきていたものの、経済優先等の理由により、環境政策を現場で徹底できていなかった。

しかし2012年の第18回党大会で習近平氏が党総書記に就任して以降、この状況を徐々に転換してきた。同年の党大会で「五位一体」の大方針に「生態文明建設」というキーワードが盛り込まれ、13年11月の党中央『若干の重大問題の全面深化改革深化に関する決定』で、中央全面深化改革指導小組が発足、6下部組織の筆頭が「経済体制・生態文明体制改革専門小組」となり、『決定』には生態文明建設制度構築加速について4件盛り込まれた。これにより、中国の意思決定の権力の中枢に「環境」組織が発足した。この時点で既に、習近平氏は環境対策に並々ならぬ闘志を燃やしていたことが分かる。

その後、「経済体制・生態文明体制改革専門小組」が司令塔となり、共産党中央委、全人代、国務院、生態環境省等各省庁を動かし、中国環境汚染の問題の本質を再検討し、要衝

最近の中国環境規制が 日系企業に与える影響と対応策

大野木昇司 日中環境協力支援センター有限会社 取締役
内海真一 日中環境協力支援センター有限会社 社長補佐

中国では習近平政権の発足以降、環境政策が共産党中央委の方針へと格上げされ、かつてない環境規制の「嵐」が各地を襲っている。党中央の環境査察団が各地で、環境不適合の企業や産業団地を次々に暴き、日系企業を含め罰金総数や処罰件数も増えている。環境規制の強化は、習近平政権の肝いり政策「生態文明建設」であるため、環境規制の強化は今後も長く続く。日系企業は中国環境規制への古いイメージを改め、情報収集を強化し、環境政策の変化に対応することが求められる。

を突いた様々な「生態文明」政策を導入し、目覚ましい成果を上げてきた。

これ以降、中国の環境政策は大きくグレードアップしつつあり、それに伴い製造業を始めとする日系企業のビジネス環境も変化が生じている。日系の製造業各社も、中国は環境規制に甘いという過去のイメージを捨て、現在の環境に適切に対応すべき時期を迎えている。

本稿では、昨今の中国環境政策の変化について概観した上で、中国の環境規制の厳格化を踏まえた日系企業の対応策等について考察する。

環境政策・環境計画の動き

中国には環境政策文書や環境計画は多いが、その中核は15年9月の党中央「生態文明体制改革全体系案」である。20年までの環境政策方針を定めたものであり、中央環境査察、生態環境モニタリングネットワーク構築、生態環境損害賠償制度改革、各種環境ラベルの統合、拡大生産者責任制、CO₂排出規制・取引など重量級環境政策が多数盛り込まれている。

この下に、全人代の第13次五カ年計画綱要（環境部分）、国務院の大気・水・土壌の汚染防止行動計画（『十條』計画、大気は18年から青空保護戦略勝利3年行動計画に移行）、第13次五カ年生態環境保護計画、第13次五カ年省エネ排出削減総合事業方案があり、また18年6月の党中央・国務院「生態環境保護の全面強化による汚染防止戦略実行に関する意見」では18〜20年の環境政策大方針を補充している。さらにこの下に、国務院や各省庁が分野別の環境五カ年計画、各地方が地方版環境計画や行動計画を策定している。

このうちインパクトが最も大きい動きが中央環境査察である。これまでのように地方政府や環境保護局ではなく、党中央が主体となって行う環境取締査察である。15年7月に党中央「環境保護査察方案」を策定、河北省での試行の後、16年7月、11月、17年4月、8月の4回に分け、査察チームが1カ月間査察を実施した。注意すべきは、主な査察対象が企業ではなく、地方政府であった点である。ただし地方政府の環境業務を見るため、汚染企業の立入検査も行っており、巻き添え的に処罰された企業も多い。この中央環境査察は結果として、

表1 中国の主な環境処罰の近年の推移

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
全国罰金	23.6 億元	31.7 億元 (31.4% 増)	42.5 億元 (34% 増)	66.3 億元 (56% 増)	115.8 億元 (75% 増)
日数罰金	—	—	5.69 億元	8.14 億元 / 1,017 件 (42% 増)	11.5 億元 / 1,165 件 (42% 増)
封鎖差押え	—	—	1,814 件 (前半)	9,976 件 (138% 増)	18,332 件 (84% 増)
生産停止制限	—	—	1,092 件 (前半)	5,673 件 (83% 増)	8,756 件 (54% 増)
行政拘留	—	—	782 件 (前半)	4,041 件 (94% 増)	8,604 件 (113% 増)
環境犯罪移送	—	—	740 件 (前半)	2,023 件 (20% 増)	2,736 件 (35% 増)
北京市	0.29 億元	1.06 億元 (267% 増)	1.83 億元 (73% 増)	1.51 億元 (17% 減)	1.8 億元 (19% 増)
天津市			0.86 億元	0.92 億元 (7% 増)	2.2 億元 (139% 増)
上海市	0.68 億元	1.03 億元 (51% 増)	1.73 億元 (68% 増)	2.51 億元 (45% 増)	4.76 億元 (90% 増)
江蘇省		2.3 億元	4.2 億元 (83% 増)	6.8 億元 (62% 増)	9.6 億元 (39% 増)
浙江省	4.20 億元	4.74 億元 (12.9% 増)	4.63 億元 (2% 減)	5.99 億元 (29% 増)	8.05 億元 (34.3% 増)
広東省		3.65 億元	5.24 億元 (43% 増)	6.84 億元 (31% 増)	10.65 億元 (56% 増)

(出所) 生態環境省ウェブサイトおよび各地方環境保護局ウェブサイト

てい。環境制度の変化は激しくなっ

環境法令では14年以降、約25年ぶり環境保護法の改定、大気汚染防止法や水汚染防止法の改定、固形廃棄物環境汚染防止法(18年末頃改定)、環境保護税法や土壤汚染防止法の制定、建設事業環境保護管理条例や汚染排出許可管理弁法の改定など重量級の環境法令の制改定が相次いでおり、それに伴い下位法規や地方法規の改定も急速に進み、環境制度の変化は激しくなっ

環境法令と環境処罰

1万8000人以上の地方役人を処罰し、約8万件の環境問題を解決した。査察を節目として地方役人の態度が変わり、環境規制への厳格な対応を求めるようになった。今後は、膨大な指摘リストの改善状況を確認する「振り返り」査察を各地で行い、2巡目の中央環境査察も18年終わり頃より行っ見込みとされる。省級の地方環境査察も遼寧省、天津市、上海市、江蘇省、浙江省、広東省等で始まっている。

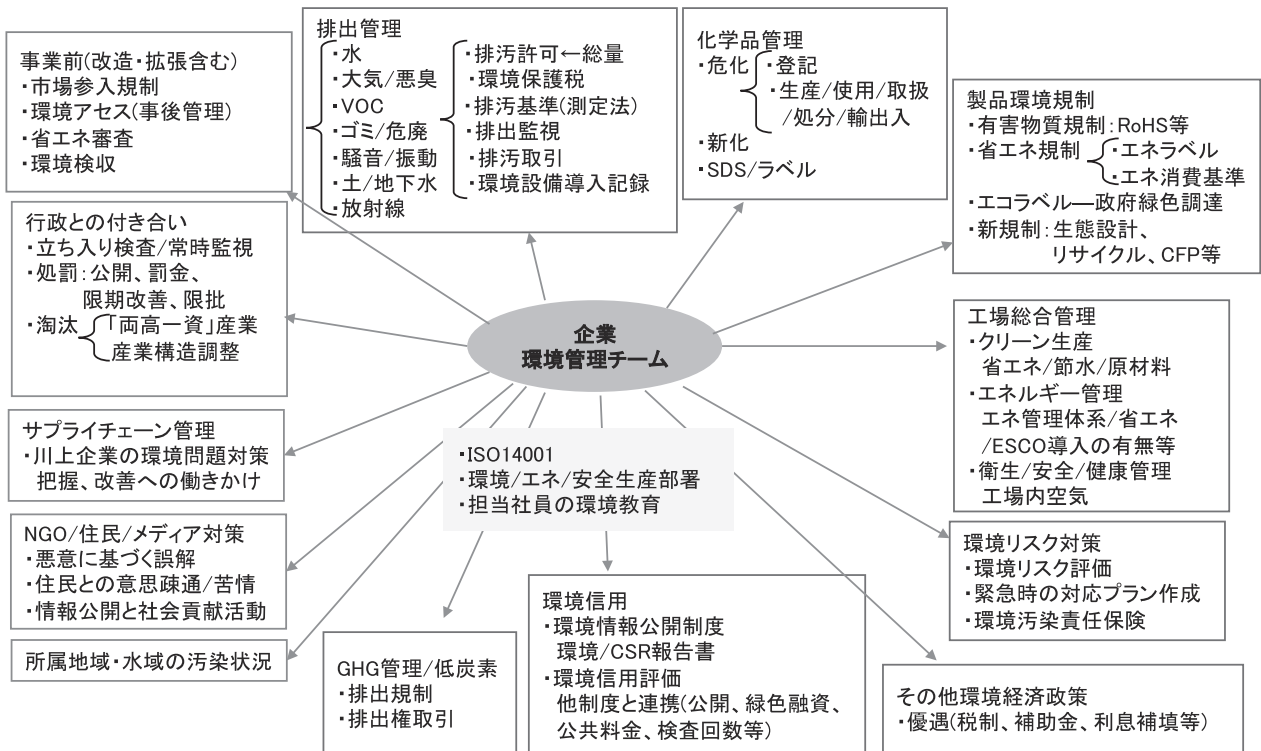
主な制度別環境規制

改定環境保護法で、日数罰金や生産制限・生産停止改善・封鎖差押え・行政拘留・刑事処罰・公益訴訟等の環境処罰規定を大幅に増やしたこと、中央・地方環境査察などの影響で、環境罰金や環境処罰、環境訴訟はここ数年、激増している。日系企業でも影響が増大している。17年終わり頃から工業団地への環境取り締まりも厳しくなり、例えば江蘇省連雲港市では18年4月頃、ある化学工業団地が汚染問題を理由に全工場で生産停止させられ、天津市では18年7月の通達で約3分の1の工業団地を撤去するとした。

主要制度別環境規制には、建設事業環境保護管理制度(環境アクセス+竣工環境検収)、汚染排出許可証制度、環境保護税、発生源モニタリング、排出規制値などがある。いずれも大きく変化している。環境アクセスは、制度変更も著しいが、15年以降運用が厳しくなり、日系企業でも処罰事例が多い。以前作成した環境アクセス報告の内容と工場の実態に乖離があれば、手続き完了

まで生産停止を求められ、さらに罰金も科されることもある。汚染排出許可証制度は17年から大幅に変更され、許可証取得後の義務が大幅に増えた。法令・基準の順守、環境情報公開、モニタリング、許可証実行報告書、記録台帳保管などである。環境保護税は、以前の汚染排出費制度と比べ、徴収が大幅に強化され、排出量の確定と税額計算は企業側の義務となり、企業側の責任や業務が増えた。徴収率が高まったと同時に、企業に対し環境対策ができていれば優遇し、また地方で独自に税額を高められるとした。発生源モニタリングでは、自社モニタリング制度を強化し、オンラインモニタリングデータで直接処罰するようになり、企業環境モニタリング態勢の改善が急務となっている。排出規制値は、全国版、個別産業別、地方別で定められており、その全体像は複雑であるが、近年はより厳しい特別排出規制値の適用範囲が広がり、大気の大気VOCやNOx、排水の重金属、COD、NH3Nの規制値が厳しくなる傾向にある。その他、企業環境情報公開、企業環境信用評価、環境責任保険、クリー

図1 中国内企業環境管理制度の全体像



中央で業種別にも規制。地方(省-市(区)-開発区)でも別途制度を規定
 ※上級規制の趣旨に反するものは違法

ナードプロダクション審査、環境事故緊急対応、重点企業指定などの制度がある。

主な分野別環境規制

主な分野別環境規制には、大気排水、廃棄物、土壌、省エネなどがある。大気に特別な規制としては、

重大大気汚染緊急対応制度として、大気汚染警報の発出期間に生産停止・制限を図るものがある。主に北京市・天津市・河北省・河南省・山東省などで大気汚染警報が多い傾向にある。排水に特別な規制としては、重金属規制値の超過で刑事処罰対象となる。特にメッキ工程のある工場は要注意である。

廃棄物規制としては、危険廃棄物は相応の経営許可証を持つ処理業者に委託処理する必要がある。不法投棄は重罪となる。危険廃棄物倉庫で要件を満たさない企業が多い。土壌規制としては、重点企業に指定されれば土壌測定、情報公開、報告等の義務を果たす必要がある。省エネ規制としては、重点企業に指定されればエネルギー管理体系認証の取得、エネルギー消費オンラインモニタリング等

の義務を果たす必要がある一方、モーターや自家発電など淘汰対象設備の使用禁止や年間エネルギー消費量把握にも留意する必要がある。CO₂排出規制・取引制度では、排出量の多い業種や企業を対象に、全国版および地方版の規制・取引制度が整っており、対象リストに入った企業に義務が課される。

日系企業への影響

ジェトロ『2017年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査—中国編—』によると、経営上の問題点として「環境規制の厳格化」が初めてトップ10に入っており、しかも16・1ポイント増と急増している。製造業に限定すれば第7位となっている。今後この傾向は続くと思われる。

中国進出日系企業の環境処罰事例も増えており、罰金や生産停止の事例は一部上場企業でも枚挙にいとまがなく、中には1000万円以上の罰金、責任者の行政拘留、公益訴訟の事例もある。日系企業への主な影響としては、自社への処罰、サプライチェーン寸断が挙げられる。例えば17年9月、ドイ

ツのシェフラー社がサプライチェーンへの影響を理由に環境規制の猶予を上海市政府に求めたが、政府側は認めなかった。実際に、日系企業にも次のような影響が出ている。

① 環境罰金（さらに設備投資等費用が必要となるケースも）

② 改善するまで生産停止（悪質な場合、違法所得を没収）

③ 汚染型工程の停止指示を受け、外注するもリスクあり

④ サプライヤが生産停止になり、調達が困難に

⑤ サプライヤの環境コスト増により、調達コストも上昇

⑥ 大気汚染警報が出れば、工場稼働も物流もストップ

⑦ 秋冬に工事でできず、生産ラインの改造・拡張が停止

⑧ 刑事処罰や環境訴訟に巻き込まれ日本人経営者が帰国できなくなる

⑨ 前記の各種コスト増により経営環境が悪化

ただし環境規制の強化は日系企業にとってマイナスの影響ばかりではない。環境規制違反で競合他社が軒並み廃業に追い込まれるか価格高騰するから、かえって売り上げが伸びた日系製造業企業も多い。また環境設備メーカーも追い風である。

各社の講じるべき対策について

環境管理が担当する領域は、図1の通り、非常に広い。その中でも最近特に重要と思われる分野は次の通り。

● 環境規制情報の収集と把握

情報収集の基礎は、マクロ的環境政策文書を確認し、おおまかな方向性への見通しを立てることである。中国の法律は原則的なことや方針しか記載されておらず、実際の運用は下位法令、地方法令、基準で対応するため、法律だけでなく、部門規章、地方法令、通知・基準等も含めた全体を把握する必要がある。中国では毎週、数十件もの環境法令・通達が出される。対策には情報収集の徹底が求められる。ただ、当社の環境順法監査の経験から言えば、地方環境規制情報をもれなく収集できているケースはまれである。環境規制情報を踏まえ、自社に適用される法令を整理・分析・把握する作業も必要である。

● 実態把握

自社の実態を正確に把握する必要があるが、これは意外に難しい。どうしても自社に都合のよい解釈をしがちであるためである。第三者コンサルに

よる環境順法監査で問題点を事前に把握するのが有効である。

● 環境規制対応のできない要因

当社の環境順法監査の経験から言えば、環境規制を元壁に順守できている日系企業はほとんどない。①環境管理を行うのが現地職員であり、駐在職員も環境管理レベルを把握していない。②日本人経営者が中国の環境管理制度を専門性や言語の問題ゆえに理解できておらず、複雑で変化の速い中国の環境制度にキャッチアップできていない。③「問題があれば市政府の幹部を接待すればよい」や「中国は本気で環境規制を行うはずがない」といった古い考え方から脱却できていない等がその原因である。

● 社内の情報管理体制

環境対応の情報が入り上がりつくる態勢作りや社員教育も必要である。特に都合の悪い情報こそ、ささいな内容でもすぐに報告が上がってくるよう、情報の風通しを高めておくことが重要である。

● サプライチェーン管理

規制内容によるが、①立地場所の環境規制の把握、②サプライヤの環境対応の程度の把握、③サプライヤに対する監査や指導、④複数購買などの対策が有効である。

● 環境相談体制

自社での環境対応に不安のある場合、環境管理顧問、環境順法監査、環境規制情報サービスなどの第三者環境コンサルや専門家を活用して、対応策を検討・実行していくのも有効である。

おわりに

習近平政権の発足以降、共産党中央の主導の下、中国は環境規制を年々強化し、環境改善による国民の支持獲得のみならず、産業構造やエネルギー構造の高度化を目指している。今後も長い期間にわたり、環境規制の強化は続いていくものと見込まれ、中国の環境規制は複雑かつ変化が速いという難しい面もあるが、第三者コンサルや専門家を活用するなどして、中国進出日系企業は生き残りのためにしっかりと対応していく必要がある。環境規制の強化には、自社への処罰やサプライチェーンへの影響というマイナス面だけでなく、競合他社が環境処罰されるなかで売り上げを伸ばす、環境設備の売り上げを伸ばすというプラス面もある。

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons) 中国弁護士
中国政法大学大学院 特任教授 劉 新宇

務とその留意点

型判例を發するようになり、裁判所の考え方や司法実務の動向の把握が容易になりました。

例えば、16年の報告書所掲の某営業秘密侵害事件において、最高人民法院は、当事者3社による営業秘密共有との主張に対し、そのうち1社が秘密保護措置を講じていなかったことを理由に3社の共有した関連秘密情報は営業秘密ではないとの認定を行い、また、17年中国裁判所10大知財事件の1つである「宋氏、河南省某社による営業秘密共同侵害事件」では、営業秘密の要件、賠償責任の確定などの論点を全面的に検討のうえ、①原告A社において経営情報秘密保護制度を確立し、従業員との労働契約にも秘密保持・競業禁止条項を定め、秘密保持手当を支給していたため、合理的な秘密保護措置を講じたと評価され、その結果、当該秘密保護措置が講じられた顧客情報は営業秘密に該当する、②被告たる従業員Cが在職中及び退職後に守秘義務に違反して原告の顧客及び共同被告B社(Cがその設立に関与した原告との競業会社)と取引した行為、B社が原告の営業秘密を不正に取得・使用した行為には、営業秘密の共同侵害が成立するとの判断が示されました。

他方、浙江省の某社の営業秘密侵害事件においては、第一審の浙江省紹興市中級人民法院が17年に判決を言い渡す際、上訴によって更に継続する訴訟(第二審)期間に営業秘密侵害が続くことを防ぐため、関係する営業秘密情報の継続使用の停止、いわゆる「訴訟手続中侵害差止め命令」(中国語:訴中禁令)が發せられました。これが同命令初の適用事例となり、更にこの事件では、第一審、第二審を通じた審理の非公開や、秘密に関する証拠の複製制限など、裁判手続中の秘密流出を防止する司法上の保護が徹底されました。

3. 営業秘密漏洩の防止に関する注意点

営業秘密侵害の防止においては、適切な情報保護管理体制の構築が重要となりますが、企業における関連実務の経験からすると、漏洩予防の観点からは次の点に注意すべきと思われます。

(1) 社内における対策

① 営業秘密保護管理制度の確立

まず、保護の対象となる自社の技術上・経営上の情報を確定し、その技術的特性、潜在的価値、需要の程度などに応じて秘密保持期間を合理的に設定することが必要となります。また、社内規則や就業規則に守秘義務と罰則を定め、定期的な見直しを行い、周知させるとともに、担当部署・責任者、内部監査窓口の設置など社内体制の整備もしなければなりません。更に、従業員の教育、違反への制裁のほか、職場環境の改善などを通じた離職率抑制も、退職後のトラブル防止につながります。そのほか、技術的・物理的措置としては、各情報へのアクセス権限、パスワードの設定、アクセスログの記録、電子メ

ール使用の管理、印刷・複製の制限、破棄に関する規則の明確化・徹底、防犯カメラの設置、私用電子機器の持込禁止などが挙げられます。

② 秘密保持契約、競業禁止契約などの締結

営業秘密の流出は、その多くが従業員による内部漏洩に起因することから、従業員との間に秘密保持契約、競業禁止契約が締結されれば、一定の抑止効果が期待されます。

秘密保持の規制にあたっては、労働契約における秘密保持条項にせよ、個別の秘密保持契約にせよ、秘密保持の期間、守秘義務の内容、要保護情報の範囲、契約違反の要件とその責任を定める必要があります。特に、従業員退職後の一定期間も継続する守秘義務とするのが適切だと思われます。

また、高レベルの秘密情報へのアクセス権を与えた従業員とは競業禁止契約を締結し、労働関係の終了・解消後における同人の競業他社への再就職を制限することによる秘密保護が考えられます。特に注意を要するのは、競業禁止義務を負わせるには、守秘義務の存在、労働契約の解除・終了後における競業禁止義務者への補償金支払が前提となる点です。

③ 従業員の採用・退職時の注意点

従業員、特に高級管理職や技術者の採用にあたっては、同人の元勤務先の名称、担当職務、元勤務先への秘密保持や競業禁止の義務負担の有無などを把握する必要があります。また、従業員の退職時には、それまでの秘密資料への接触状況、秘密保持や競業禁止の義務履行を要求することも検討に値します。

(2) 対外的な対策

取引先などに自社の営業秘密を開示するにあたっては、その相手方と秘密保持契約を締結し又は取引契約に秘密保持条項を定め、その義務違反の責任を明確化しておく必要があります。営業秘密の内容・範囲について、情報管理の観点からは明記できない部分があるものの、契約の解釈をめぐる紛争に起因した不利益を避けるためには、営業秘密の範囲の記述を考へざるを得ません。また、秘密情報に関連するやり取りがあったときは、その記録を保管することも重要となります。

4. 終わりに

新法の施行に伴って中国の営業秘密管理に関する法の整備が進み、司法実務のレベルが向上している現状において、営業秘密漏洩の防止に向けた社内対応管理体制の全面的な構築が重要となるのはもちろんですが、取引先などとのやりとりでも相当の注意を払わなければなりません。実際に営業秘密の侵害を受けた場合、その侵害の類型や内容は複雑で、関連法令に照らし司法機関などに詳細に説明すべき場面もありますので、証拠収集や権利主張には、中国の弁護士など専門家の起用が望まれます。



営業秘密の保護に関する中国の最新法

Q 中国では、営業秘密の管理に対する意識の不足、激しい人材流動に加え、更に近年インターネット経済の急速な発展に伴いデジタル媒体を通じた秘密漏洩が容易に行われるようになったことにより、営業秘密の侵害が深刻化しています。最高人民法院の知財事件報告書でも、営業秘密侵害事件が不正競争事件全体の5分の1前後を占めるようになりましたが、権利者による立証の困難などのため、権利保護の範囲が確定されない事件も多いとのこと。

このような状況の下、中国における営業秘密の法的な保護・管理は強化される傾向にあり、2018年1月1日に改正不正競争防止法（以下、「新法」という）が施行され、同法においては、営業秘密保護に関する内容も若干改正されました。また、最高人民法院が定期的に公示する代表的・典型的な裁判例にも、参考的価値のある関連事件が多く見受けられるようになりました。現在、営業秘密の保護に関する上記新法や司法実務は、どのような内容、動向であり、企業においては、どのような点に注意すべきでしょうか。



1. 営業秘密の保護をめぐる新法の改正点

営業秘密の保護に関する中国の法令には、不正競争防止法のほか、国家工商行政管理总局の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」（1998年12月3日施行）、「不正競争民事事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（2007年2月1日施行）（以下、「司法解釈」という）、営業秘密侵害の訴追基準を定めた「公安機関が管轄する刑事事件の立案及び訴追基準に関する最高人民検察院、公安部の規定」（2010年5月7日施行）などがあります。これらの法体系の中心をなす新法においては、営業秘密の保護をめぐる次のような改正が行われました。

(1) 営業秘密の定義

「営業秘密」に関し、改正前の旧法は、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすものであって、実用性を有し、権利者において秘密保護措置をとった技術上及び経営上の情報をいうものと定義し、秘密性（非公知性）、価値性・実用性のほか、権利者による秘密保護措置の実行（秘密保持性）を要件としていました。ここにいう価値性・実用性について、「司法解釈」は、「現実的又は潜在的な商業的価値があり、権利者に競争上の優位をもたらす」と定めましたが、司法実務において、「実用性」とは何か、それはどのように証明し得るか、これらの点は必ずしも明らかではありませんでした。

そこで、新法9条3項は、営業秘密とは「公衆に知られておらず、商業的価値があり、その権利者において相応の秘密保護措置をとった技術上及び経営上の情報をいう」と定義して、価値性、実用性を「商業的価値」に統合し、営業秘密の範囲を拡大しつつ明確化を図りました。また、「相応の」を要件としたことで、秘密保護措置の合理性も求めていると解されます。

(2) 従業員、元従業員による営業秘密侵害行為の規制

新法でも、営業秘密侵害の主体は「事業者」と定められていますが、新法9条2項により営業秘密権利者の従業員・元従業員については、これらの者が違法に取得した営業秘密を自己の営業に用いたとき、同じく「事業者」として同条1項が

適用され、営業秘密侵害に該当すると考えられます。

また、従業員・元従業員の営業秘密に対する侵害行為を知り又はそれを知り得るべき第三者が、当該営業秘密の取得、開示、使用、又は他人へのその使用の許諾をした場合には、新法9条2項に基づき、当該第三者に営業秘密の侵害が成立します。したがって、特に競業他社からの人材受入にあたっては、同人の守秘義務の有無及びその範囲を確認し、他社の営業秘密の侵害とならないよう注意する必要があります。

(3) 営業秘密の不正取得手段の拡張及び明確化

新法は、営業秘密を不正に取得する手段につき、従来の「利益誘導」を「詐欺、賄賂」へと変更し、更に明確化することで、不正取得の手段を拡張しました。

(4) 行政処罰の厳格化

営業秘密侵害行為に対する行政罰に関し、新法21条は、過料の金額を10万人民元以上300万人民元以下へと大幅に引き上げました。また、新法26条は、監督検査機関において違法行為を信用記録に記入し、これを公示するという新たな行政措置を導入しました。

(5) 民事賠償責任の明確化

営業秘密侵害の損害賠償額の確定について、旧法に特別な定めはなく、「司法解釈」が特許侵害の賠償基準に準ずるものと定めていました。この点、新法は、17条3項、4項において、不正競争行為による損害の賠償額を、(i) 実際の損失額、(ii) その算出が困難な場合には、侵害者が当該権利侵害により得られた利益（権利者が侵害行為差止めを要した合理的な費用も含む）、(iii) そのいずれでも確定困難な場合は、情状に基づき300万元を上限として裁判所において決定、との基準を定めています。

なお、侵害者の財産が法的責任の負担に足りない場合、新法27条は、民事責任の履行を行政責任、刑事責任に優先させるものとしています。

2. 営業秘密の保護をめぐる司法実務の最新動向

ここ数年、中国の最高人民法院が知財事件年度報告書・典

情報クリップ

2018年10月

■ 10/12 第1回自動運転に関する日中官民合同セミナーを開催

経済産業省・中国工業信息化部が主催する「第1回自動運転に関する日中官民合同セミナー」と自動運転車試乗会が東京・台場で開催され、当協会が実施団体を務めた。磯崎仁彦・経済産業副大臣、羅文・工業信息化部副部長をはじめ日中合わせて約200人が参加、日中自動運転協力についての交流を深めた。日本自動車工業会と中国汽車工業協会の間で協力覚書が結ばれたほか、中国側参加者を対象に日本のレベル2およびレベル4の自動運転車への試乗を行った。本セミナーは今年5月に世耕弘成・経済産業大臣と苗圩・工業信息化部部長との間で開催が合意されたもの。



日中自動車業界の協力覚書調印式

■ 10/15 広州市公認会計士協会研修団との交流—日中経済に関する講義・意見交換

北九州市立大学中華ビジネス研究センターが実施している中華圏主要ビジネススクールとの交流事業で、今年は中山大学ビジネススクールとの交流の一環として広州市公認会計師協会の研修事業を行っている。香港貿易發展局を通じて当協会に対し協力要請があり、研修団一行33人を対象に、「最近の日中経済関係と新たなビジネスの方向性」をテーマとして講義を行い、今後の日中経済の方向性について意見交換を行った。その後、研修団代表が伊澤正理事長と懇談した。

■ 10/17 中国交通運輸部研修団との交流—自動運転に関する講義・意見交換

中国国際人材交流協会より、同協会が受け入れている董麗麗・交通運輸部科技司副処長を団長とする研修団一行に対し、日本の自動運転に関する法律法規や関連政策等の現状と今後の日中協力に関する内容での講義の依頼があった。今年度、当協会では中国の自動運転に係る調査事業を受託していることから、日本の自動運転に係る概況および日中協力の現状を研修団に紹介、自動運転の将来のあり方などについて意見交換を行った。

■ 10/25 日中平和友好条約締結40周年記念レセプション

中国人民対外友好協会・中日友好協会により、日中平和友好条約締結40周年記念レセプションが北京の人民大会堂で開催され、安倍首相、李克強首相をはじめ日中各界の約800人が参加した。当協会からは、宗岡正二会長、伊澤正理事長、杉田定大専務理事が招聘に応じて出席した。

■ 10/26 第1回日中第三国市場協力フォーラムを開催

7年ぶりの安倍首相の中国への公式訪問に伴い、第1回日中第三国市場協力フォーラムが北京の人民大会堂で開催され、安倍首相、李克強首相のほか、両国の政財界から約1,500人が参加した。午前のメインフォーラムに続き、午後には交通・物流、エネルギー・伊澤正理事長が李克強首相と握手
環境、産業高度化・金融支援、地域開発の4テーマで分科会を実施、各分科会では日中それぞれ6、7人の関連企業・組織の代表が、自らの製品・サービスや取り組みを中心に、日中両国企業による第三国での協力事例や今後のアプローチの可能性、協力スキームの構築などについてプレゼンを行った。



伊澤正理事長が李克強首相と握手

■ 10/28～31 宗国英・雲南省常務副省長一行来日、2018中国雲南省—日本経済協力交流懇談会を開催

宗国英・雲南省常務副省長一行は当協会の受入で来日し、10月30日に東京で、程永華・中国駐日本国特命全権大使等の出席のもとで開催された交流懇談会において同省の今後の重要産業等を紹介した。

JCNDA NEWS

2018年10月の日中東北開発協会の活動から

■ 10/12 NPO法人北東アジア輸送回廊ネットワーク第21回研究フォーラムに参加

掲題会議が都内で開催され、「第3の波：極東アジアを移住する中国朝鮮族」と題して、笠井信幸・育秀国際語学院院長が講演したのち、参加者で意見交換を行った。

■ 10/16 「2018年日中経済協力会議—於北海道」実行委員会を開催

掲題会議が札幌市で開催され、掲題会議の日程、詳細プログラム、準備作業等について意見交換を行った。

■ 10/29～30 「2018年日中経済協力会議—於北海道」を開催

当協会は掲題会議を北海道・札幌市において開催した。今回の会議においては、『新たなビジネスチャンスの創出による日中経済協力の深化』をテーマとし、環境、高齢者福祉、金融などの分野における日中経済協力に関して、391人（日本側182人、中国側209人）の参加を得て、全体会議、日中個別面談、商談会等の活動を行った。



2019年1月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

2019年中国経済・社会の注目点 / 日中第三国市場協力の新展開

編集後記

今年は中国の改革開放40周年。4月のボアオ・アジア・フォーラムで習主席が四つの開放拡大の措置を打ち出し、6月には「外資を積極的に有効利用し経済の質の高い発展を推進することの若干措置に関する通知」（19号文件）で23項目にわたる外資誘致政策を公表して、40周年らしくなってきました。あとは「外国投資法」立法を待つばかり。本号特集では、当協会が2012/2013年版まで刊行してきた「中国投資ハンドブック」を監修された専門家を中心に、中国の最新のビジネス環境動向をご報告いただきました。ご一読下さい。（石井）

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申し込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

日中経協ジャーナル

2018年12月号（通巻第299号）平成30年11月25日発行

発行人 高見澤学

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2018

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税（送料共） ISBN: 978-4-88880-266-6 C2033

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2018年第3四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<http://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 1～3月	2018年 1～6月	2018年 1～9月
国内総生産(GDP)名目額	億元	643,974	689,052	743,585	827,122	198,783	418,961	650,899
〃 実質成長率(前年比)	%	7.3	6.9	6.7	6.9	6.8	6.8	6.7
四半期 GDP 実質成長率(前年比) ^(注1)	%					6.8	6.7	6.5
1人当たり GDP	元	46,629	49,351	53,980	59,660			
〃 実質成長率(前年比)	%	6.7	6.3	6.1	6.3			
食糧生産量	億トン	6.0703	6.2143	6.1624	6.1791			
工業生産額(付加価値ベース)	億元	233,856	236,506	247,860	279,997			
〃 前年比	%	7.0	6.0	6.0	6.4			
うち一定規模以上の工業企業(前年比) ^(注2)	%	8.3	6.1	6.0	6.6	6.8	6.7	6.4
固定資産投資額 ^(注3)	億元	512,761	551,590	596,501	631,684	100,763	297,316	483,442
〃 前年比(名目)	%	15.3	10.0	8.1	7.2	7.5	6.0	5.4
不動産開発投資額	億元	95,036	95,979	102,581	109,799	21,291	55,531	88,665
〃 前年比(名目)	%	10.5	1.0	6.9	7.0	10.4	9.7	9.9
社会消費財小売総額 ^(注4)	億元	271,896	300,931	332,316	366,262	90,275	180,018	274,299
〃 前年比(名目)	%	12.0	10.7	10.4	10.2	9.8	9.4	9.3
消費者物価指数(CPI)	%	2.0	1.4	2.0	1.6	2.1	2.0	2.1
工業品出荷価格指数(PPI)	%	-1.9	-5.2	-1.4	6.3	3.7	3.9	4.0
都市部1人当たり可処分所得	元	28,844	31,195	33,616	36,396	10,781	19,770	29,599
〃 実質伸び率	%	6.8	6.6	5.6	6.5	5.7	5.8	5.7
農村部1人当たり可処分所得 ^(注5)	元	9,892	11,422	12,363	13,432	4,226	7,142	10,645
〃 実質伸び率	%	9.2	7.5	6.2	7.3	6.8	6.8	6.8
都市部新規雇用者数	万人	1,322	1,312	1,314	1,351	330	752	1,107
都市部登録失業率	%	4.09	4.05	4.02	3.90	3.89	3.83	3.82
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	43,030.4	39,569.0	36,855.7	41,045.0	10,421.5	22,047.4	34,319.0
〃 前年比	%	3.4	-8.0	-6.8	11.4	16.3	15.9	15.7
中国の輸出額	億ドル	23,427.5	22,749.5	20,981.5	22,635.2	5,452.7	11,716.6	18,266.4
〃 前年比	%	6.1	-2.9	-7.7	7.9	14.1	12.7	12.2
中国の輸入額	億ドル	19,602.9	16,819.5	15,874.2	18,409.8	4,968.8	10,330.8	16,052.6
〃 前年比	%	0.4	-14.2	-5.5	15.9	18.9	19.9	20.0
中国の輸出入収支	億ドル	3,824.6	5,930.0	5,107.3	4,225.4	483.9	1,385.8	2,213.9
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,124.4	2,786.6	2,747.9	3,029.8	757.3	1,574.8	2,437.0
〃 前年比	%	0.0	-10.8	-1.3	10.1	10.1	10.7	10.7
中国の対日輸出額	億ドル	1,494.4	1,356.7	1,292.6	1,373.2	344.4	703.7	1,078.6
〃 前年比	%	-0.5	-9.2	-4.7	6.1	7.1	8.0	8.5
中国の対日輸入額	億ドル	1,630.0	1,429.9	1,455.3	1,656.5	412.9	871.1	1,358.4
〃 前年比	%	0.4	-12.2	1.8	13.7	12.7	12.9	12.5
中国の対日輸出入収支	億ドル	-135.5	-73.2	-162.6	-283.3	-68.5	-167.3	-279.7
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) ^(注6)	件	23,778	26,575	27,900	35,652	14,340	29,591	45,922
〃 前年比	%	4.4	11.8	5.0	27.8	124.7	96.6	95.1
世界の対中直接投資実行額(〃)	億ドル	1,195.6	1,262.7	1,260.0	1,310.4	345.1	683.2	979.6
〃 前年比	%	1.7	5.6	-0.2	4.0	2.1	4.1	6.4
日本の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)	件	653	643	576	590			
〃 前年比	%	-30.8	-1.5	-10.4	2.4			
日本の対中直接投資実行額(〃)	億ドル	43.3	31.9	31.1	32.7	10.7	18.2	31.5
〃 前年比	%	-38.7	-26.1	-3.1	5.1	13.8	5.2	34.0
経常収支	億ドル	2,360	3,042	1,964	1,649	-341	-288	-128
マネーサプライ(M2) ^(注7)	億元	1,228,375	1,392,278	1,550,067	1,676,769	1,739,859	1,770,178	1,801,666
〃 前年比	%	12.2	13.3	11.3	8.2	8.2	8.0	8.3
外貨準備	億ドル	38,430.2	33,303.6	30,105.2	31,399.5	31,428.2	31,121.3	30,870.3
対外債務残高 ^(注8)	億ドル	17,799.3	13,829.8	14,158.0	17,106.2	18,434.9	18,705.0	
対ドルレート	元/US\$	6.1428	6.2284	6.6423	6.7518	6.2881	6.6166	6.8792
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェトロ換算)	億ドル	3,091.8	2,699.4	2,703.2	2,969.1	756.4	1,535.5	2,321.7
〃 前年比	%	-0.9	-12.7	0.1	9.8	9.9	9.9	8.6
日本の対中輸出額	億ドル	1,271.1	1,092.7	1,138.7	1,326.5	337.4	703.8	1,062.4
〃 前年比	%	-2.1	-14.0	4.2	16.5	14.0	14.3	11.8
日本の対中輸入額	億ドル	1,820.7	1,606.7	1,564.4	1,642.6	419.1	831.7	1,259.3
〃 前年比	%	-0.1	-11.8	-2.6	5.0	6.8	6.4	6.1
日本の対中輸出入収支	億ドル	-549.7	-514.1	-425.7	-316.0	-81.7	-127.9	-196.9
日本の対中直接投資総額 (財務省国際収支状況・ジェトロ換算)	億ドル	108.9	100.1	94.5	96.8	19.0	52.0	77.1
〃 前年比	%	19.6	-8.1	-5.6	2.4	-13.0	12.9	11.0

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前年同期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2,000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注8) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む(2014年もそれに伴い調整された)。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家外務管理局、ジェトロ発表等から日中経済協会が作成。



ようこそ。 美しいスマートシティ「天津」へ。

Beautiful Smart City, Tianjin

中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階
Tel. 03-3221-8298 E-mail: hanyr@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION